

邑楽町告示第14号

平成22年第1回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年3月3日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成22年3月9日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（16名）

1番	小島陸夫	議員	2番	遠藤幸夫	議員
3番	大野貞夫	議員	5番	田部井健二	議員
6番	小沢泰治	議員	7番	山田晶子	議員
8番	岩崎律夫	議員	9番	加藤和久	議員
10番	小島幸典	議員	11番	立沢稔夫	議員
12番	小倉修	議員	13番	横山英雄	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員
16番	相場一夫	議員	17番	石井悦雄	議員

○不応招議員（なし）

平成22年第1回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成22年3月9日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第 2 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 3 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 4 号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第 5 号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について
- 第 8 議案第 6 号 邑楽町課設置条例
- 第 9 議案第 7 号 邑楽町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 8 号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9 号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 第12 議案第10号 邑楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例
- 第13 議案第11号 邑楽町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第13号 邑楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第15号 邑楽町労働環境整備資金融資促進条例の廃止に関する条例
- 第18 議案第16号 邑楽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第17号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第20 議案第18号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算
- 第21 議案第19号 平成21年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第22 議案第20号 平成21年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第23 議案第21号 平成21年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第24 議案第22号 平成21年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第25 議案第23号 平成21年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第26 議案第24号 平成22年度邑楽町一般会計予算
- 第27 議案第25号 平成22年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第26号 平成22年度邑楽町老人保健特別会計予算
- 第29 議案第27号 平成22年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算

- 第30 議案第28号 平成22年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第31 議案第29号 平成22年度邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第30号 平成22年度邑楽町学校給食事業特別会計予算
- 第33 議案第31号 平成22年度邑楽町水道事業会計予算

追加議事日程 町長に謝罪を求める動議

○出席議員（16名）

1番	小島陸夫	議員	2番	遠藤幸夫	議員
3番	大野貞夫	議員	5番	田部井健二	議員
6番	小沢泰治	議員	7番	山田晶子	議員
8番	岩崎律夫	議員	9番	加藤和久	議員
10番	小島幸典	議員	11番	立沢稔夫	議員
12番	小倉修	議員	13番	横山英雄	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員
16番	相場一夫	議員	17番	石井悦雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
河内登	教育長 職務代理者 学校教育課長
堀井隆	総務課長
立沢茂	企画課長
小島哲幸	税務課長
中村紀雄	産業振興課長 兼農業委員 事務局長
小倉章利	生活環境課長
神山均	保険年金課長
横山正行	土木課長
石井貞男	都市計画課長
増尾隆男	住民課長
諸井政行	福祉課長
飯塚勝一	会計管理者 兼会計課長
沼田正美	水道課長
大舩一	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○相場一夫議長 ただいまから平成22年第1回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時07分 開議]

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、さきの定例会において議決いたしましたハツ場ダム建設促進を求める意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣あてに、利根川新橋及び幹線道路網の早期着工を求める意見書につきましては、国土交通大臣及び群馬県知事あてに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において大野貞夫議員、田部井健二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定しました。

暫時休憩いたします。

[午前10時09分 休憩]

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時05分 再開〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 きょうは、通常であれば10時から本会議が開催されたはずでございます。この時間までおくれた内容については、議員としても申しわけなく思っておりますけれども、その内容は今議長が申し上げたように、大変大きな、しかも重大な問題でございました。私は、この中にもあるように、同意第1号から31本ですか、それについて、きのうまでは私なりに資料に目を通してまいりました。結果は、こういう状態になったわけでございます。

いっぱい申し上げたいことはあります。でも、今さらということになりますから、あえて申し上げませんが、町長に一言。このような問題を起こした原因は、今回に限りすべて町長にあったと私は考えております。なぜこんな状態になったのか、その辺は今までの時間の中でも反省された部分があるかと思っておりますけれども、許せること、許せないことがありますよね。もう一つ、つけ加えて申し上げるならば、先ほどの言葉にちょっと触れたかもしれませんが、町長が相手の立場だったらどうするのだと。

それともう一つ、長年行政マンとして頑張ってきた方に、同じようなことを申し上げるかもしれませんが、よく聞いてください。今度の人事案件については、あなたが教育課長として、もっともその立場に近い人だったのです。間違った、誤った、そういうことだけでは許せないと思います。そういうことを考えると、非常に残念です。がっかりもしました。これからの邑楽町を考える皆さん、このことを知ったらどう感じますか。決して、喜んでくれる方は数少ないのではないですか。もっともっと真剣に、慎重に、町のことを心配しているのだったら、謙虚なそういう気持ちを持って、精いっぱい頑張ってください。と申し上げても、聞くだけで、日にちがたつと、時間がたつと、全くそれを無視するようなことがあったからこそ、きょうこのような問題になったわけです。町民が期待しているのですから、期待にこたえられるように、議員もしかり、もっともっと勉強して、よい町づくりのために頑張してほしいと思います。

そんなことを申し上げて、このような問題が、少なくとも人事については二度とこのような不祥事が起きないようにぜひお願いします。

以上です。

◎動議の提出

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 緊急動議を提出させていただきます。

3月5日に町長より同意第1号として、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることにつきまして、議案取り下げの申出書が提出されました。そして、土、日を挟んでのきょうの本会議でございます。先ほど来、議会を中断しての全員協議会、けさは議運、そして総務・文教常任委員会と審議をしまいましたが、この過程の中には総務・文教常任委員会、そして全員協議会を経て、きょうの本会議にかけられる議案として、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてという中での橋本正男氏の名前が記された議案書まで配られておりました。それがここへ来て取り下げという結果になりましたけれども、このことにつきましては、この橋本正男氏につきましては、皆さん議会の議員の中でも立派な人だと、皆さん熟知しております。そんな中での町長に取り下げにつきまして、きちんとした謝罪をしていただきたく、ここに動議としてお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ただいま本間議員より町長の謝罪についての動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立をしました。

本動議を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 ご異議ないものと認めます。

本動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎町長に謝罪を求める動議

○相場一夫議長 本動議を議題とします。

本動議について提出者より趣旨説明を求めます。

本間議員。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○14番 本間恵治議員 先ほど来、議会運営委員会等で教育委員の任命につき同意を求めることについての町長からの取り下げにつきまして、皆さんとお話をしまいましたが、その結果、町長に取り下げ理由ということでの回答をいただきましたけれども、この内容につきましては、先ほど申しました橋本正男氏につきましては、名前を、教育委員の任命につきということでの今までの経過の中で何度も名前が出され、審議され、そして現在に至っておりますけれども、この橋本氏につきましては、教育行政につきましては私も立派な方だと思っております。しかしながら、この教育委員の任命につきまして、町長が提出をし、そしてまた町長がみずから取り下げるとということにつきましては、私は合点がいきません。本来であれば、橋本氏が何らかの理由により取り下げたということであれば、私は快く同意をするものでございますけれども、町長が提案をしてきて、町長がみずから取り下げるとということにつきましては、どうしても合点がいけない。これにつきましては、町民

にもきちんとした謝罪をしていただいて、きちんとした回答をお願いするものでございます。どうか議員の皆さんも賛同していただきますよう心からお願いを申し上げ、一言内容の説明にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○3番 大野貞夫議員 私は、この取り下げの問題については賛成をしたいと思います。

要するに、最初のボタンのかけ違いといいますか、町長のとってきたことがそもそもの原因ではございます。そのほか、確かに今邑楽町行政の中において、教育委員の選出の仕方、過去何十年来となく教育長が誕生してきておるわけですが、その選出方法については、やはりその地域、地域性の重みを十分にかんがみまして、地元の議員を初め、こういう人たちの力もかりながら、いわゆる先人の知恵もかりながら、今日まで反対者もなく、100%の力で教育長を決めてきた、こういう経過がございます。その中で、今回こうした混乱を招いたということは、先ほど来の全員協議会の中でもる各同僚議員からも発言がありましたように、町長のとった行為というのは、考えますと非常に残念な結果でございますが、私は橋本正男さんという方は、ほかの議員も申し上げておりますように……

○相場一夫議長 質疑をお願いいたします。

○3番 大野貞夫議員 失礼しました。

では、改めて討論のところでございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野貞夫議員。

○3番 大野貞夫議員 先ほどは大変失礼をいたしました。私、討論と質疑を取り違えまして発言をしました。これからは討論として参加をさせていただきます。

先ほど来の発言の続きになるわけですが、そうした中で教育長を選任する場合に、ほとんど今まで100%の賛成の中で選出をしてきたという経過の中で、今日議会の中での力関係でいきますと、これは結果的に採決をしてみないとわからないわけですが、やはり私の考えるところでは、例えば8、7とか7、8とか、こういうことが予想される中で、果たして受ける当人が気持ちよく教育長としての仕事をやっていけるかどうか、こういう点からも私はこの時点ではやはり一呼吸置いて、深呼吸を一つする中で、今後の課題として改めて考えていいのではないかと、このような判断から、今回については取り下げということについて同意をいたしたいと思っております。

以上です。

〔今は謝罪についての動議ですから〕と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長　そうです。謝罪についての討論になります。

〔動議に対する討論です〕と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長　動議に対する討論ですから、そのように討論をお願いをしたいと思います。

そのほか、動議に対する討論ございませんか。

小倉議員。

○12番　小倉　修議員　ただいまの動議、町長の謝罪につきまして、私は賛成の討論を申し上げたいと思います。

今回の人事におきましては、私ども議員につきましては全く議決することもなく、全員協議会の中で勝手に指名をし、勝手に町の都合で取り消したと、そんな軽い人事はない。これからの教育行政におきましても、私は大変な落ち度だと思っております。謝罪どころか、あなたはこの人事の責任をとって町長をおやめになる、考える気はないのか。私は、せめて謝罪する答弁は必要だと思いますが、それ以上に人の気持ちをもてあそんだあなたの責任は、辞職に値すると私は思っております。よって、本間議員の動議には賛成をいたします。

○相場一夫議長　ほかに討論ありませんか。

横山議員。

○13番　横山英雄議員　ただいまの本間議員の動議について、賛成の討論をいたします。

2月15日の全協の日に、教育委員に橋本正男氏を推薦したいと、そういうことで初めて名前を聞きました。私は32区、地元の議員で橋本さんは知っておりますが、すばらしい方です。恐らくこの邑楽町の中で、校長の中でも一番若くして校長を経験された方だと思います。それが2月26日の全協の日には、このように議案書に載って全議員に配付をされ、きょう選任の1号議案として上がると、そういうことで私たちは認識をしておりました。それが突然町長の都合で取り下げをされ、そして全協の場でも申しましたが、謝罪をすると。どのような謝罪をするのか、興味を持っておりましたが、最初は全協の場でも田部井議員が言いましたように、三くだり半、三行半で取り下げました、都合により。そして今度は、これではだめだと、どういう理由で、どのようなお願いをして、どのように断ってきたのか、何が原因だったのか、それを詳しく説明するようにと全協の場で言いました。上がってきたのは、これです。

21年9月の30日に教育長、教育委員の任期満了、10月1日の新教育委員の選任との思いがあったが、教育行政に明るい方で、平成22年3月末で現職校長の退職者も複数いるということで考えていた。12月28日、先生のところを訪れ、教育委員就任についてお願いをした。1月上旬には、ただ行ってきました、これだけです。これでは橋本正男さんがかわいそうですよ。人間扱いしていませんよ。物ではない人間に対して、橋本さんがどのぐらい傷ついたか、しっかりと謝罪をするよう

に。先ほど小倉議員が言ったように、あなたは責任をとって、町長をやめたほうがいいと思います。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより町長に謝罪を求める動議を採決します。

本動議は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、本動議は原案のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今回、教育委員の任命につき同意を求めることについて、その選定の方法や教育委員の地域的なバランス等のご指摘を受けました。議会と時間をかけ協議、相談する必要があると判断し、提出予定同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての取り下げをお願いしたところでもございます。

このような状況の中で、議会の皆様と先生には大変ご迷惑をおかけし、申しわけなく思っております。心からおわびを申し上げます。

以後このようなことがないように鋭意努力をしていく所存でございます。議員の皆様にはよろしくご理解をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

◎日程第3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○相場一夫議長 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月28日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である六合村が廃され、その区域が同組合の組織団体である中之条町に編入されること、同じく組織団体である下仁田南牧医療事務組

合が平成22年3月31日限りで常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理をやめること、同じく組織団体である館林邑楽農業共済事務組合が平成22年3月31日限りで解散することなどにより、組合規約の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

○相場一夫議長 日程第4、議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月28日から群馬県市町村会館管理組合の構成市町村である六合村が廃され、その区域が同組合の構成市町村である中之条町に編入されることに伴い、組合規約の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○相場一夫議長 日程第5、議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月28日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である六合村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である中之条町に編入されることに伴い、同広域連合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する
協議について

○相場一夫議長 日程第6、議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

現在群馬県が工事を進めております国道354号線、大泉邑楽バイパス道路改築事業の用地買収に伴い、大泉町外二町環境衛生施設組合の事務所の地番に変更が生じたため、同組合同規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について

○相場一夫議長 日程第7、議案第5号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について、議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第5号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって館林邑楽農業共済事務組合が解散するに当たり、解散に伴う事務を群馬県農業共済組合が承継するため、同組規約第14条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号 邑楽町課設置条例

○相場一夫議長 日程第8、議案第6号 邑楽町課設置条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第6号 呂楽町課設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体を取り巻く環境は、近年目まぐるしく変化し、厳しい財政運営を余儀なくされております。このような状況の中、本町では良質なサービスの供給体制の確保を目標に、あらたな組織づくりを実施いたします。現在の16課から14課に集約し行政のスリム化を図るとともに、収納対策室と担い手対策室を設置し、町政の課題解決に力を注ぎ、高齢者福祉と介護保険、国保と福祉医療、下水道とコミプラ等の取り扱い窓口を統合するなど、町民の利便性の向上を図り、総合的、合理的に職員力を発揮できる体制整備を行い、住みよい町づくりを進めるものであります。

なお、詳細については総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 補足説明をいたします。

条例案におきましては、第1条におきまして、課の設置は総務課、企画財政課、税務課、住民環境課、健康保険課、福祉課、産業振興課、都市建設課、上下水道課の9課になります。

第2条の各課の分掌事務では総務課から財政関係を分離し、これでいきますとイ、ロ、ハ、ニのチ、「交通安全に関すること」及び次のリ、「防犯に関すること」が入り、交通、消防、防災と一体となります。

企画課におきましては、前の企画課の機能にチの「予算その他財務に関すること」、財政係が加わります。

税務課の分掌は変わりませんが、徴収係が収納対策室となります。

住民環境課は、前住民課にトの「国民年金に関すること」、及びヌ、ル、ヲ、「環境衛生に関すること」、「清掃業務に関すること」、「環境保全に関すること」が加わります。

次に、5番目の健康保険課におきましては、ニの「福祉医療に関すること」及びトの「高齢者福祉に関すること」が加わります。

6番の福祉課におきましては、福祉医療と高齢者福祉が健康保険課へ移行し、社会福祉、児童福祉、障害福祉、その他福祉となります。

産業振興課は変わりありませんが、担い手対策室が設置されます。

都市建設課におきましては、現在の都市計画課と土木課を統合したものです。

上下水道課は、名称の変更、水道課から上下水道課へと、ニの「地域し尿処理施設に関すること」が加わります。中身については、新中野、明野等のコミプラが加わるものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま総務課長のほうから説明がございましたけれども、この課を合併して、16課を14課にするということですが、私は町民の利便性を図るという観点からすれば、決して利便性は図られていないと思っています。なぜならば、都市計画課と土木課ですか、これを1つにする。今までは課が2つあったわけです。窓口業務はそれぞれ分かれていました。これが今度は1つの課になれば、窓口業務が広がるわけですね。どこへ行ったらいいのか、私はお客さんが迷う、そういう部分がたくさんあると思います。

それから、この庁舎ができて、まだ間もないのです。各課がどこにあるか、町民の方々がまだ把握もできていないのに合併する。これがいいことかどうか、再確認をしていただきたい。

それから、課を合併することによって電算システム等移設費用と引っ越し代、かなりの費用がかかると思います。これをどのようにお考えなのか。先ほど言いましたよね、厳しい財政運営の中と言いました。その中で費用を使って引っ越しをして、各課を統合するのが本当に町民にとっていいことかどうか、はっきりとした明確なお答えをお願いしたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 課の合併の関係ですけれども、例えば今回都市計画課と土木課が合併されます。そういった中で、都市計画の機能と土木の道路等の実務分、これが統一することによってよりスムーズに連絡調整等できるのではないかとこのように考えたわけであります。

なお、生活環境課につきましては、住民環境課、総務課、あるいは上下水道課に分散しますが、これにつきましても住民課の窓口にごみ等の問題、相談関係の問題が集約できる。総務課におきましては、消防、防災、交通が一体となる。上下水道課におきましては、水道にコンプラを入れることによって下水との一体化が図れるというふうに考えたわけでございます。

費用につきましては、ご指摘のようにかかります。これから補正予算でお願いするわけですが、数百万単位で移設費用がかかります。この費用がかかった以上に効果を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今総務課長が、例えば土木課と都市計画課が1つになって、連絡調整が図れてスムーズになると、合理化が図れると言いました。やはり目的は別々だと思います。では、例えば、そこにおります土木課長そして都市計画課長、両方一緒にあなたが見たときに、両方の整合性を図りながら連絡調整を図って、今まで以上にスムーズな運営が図れるかどうか、それぞれの課長からお聞きしたいと思います。

〔「町長からやらなくちゃ」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 答えなければ答えなくてもいいですけども、私がなぜ今それを言ったか、わかりますよね。仕事の量が倍になるわけでしょう。それを連絡調整をとってスムーズな運営を図ると。言葉では立派かもしれませんが、実が伴わない、そうではないですか。私は、そのように思っています。ですから、もう少しじっくりと考えた中で、中身をきちんと精査した中でやるべきだと思っています。私は、無理に一緒にすることはないのではないかな、畑違いの部分もあるのではないかなというふうに、この部分では思っています。ましてや、それを1つにして、鶉の区画整理等もあります。1人の課長が全部見るわけですよ。そういう部分では、本当に大変な部分があるのではないかなと思っています。

それから、厳しい財政運営ということ掲げながら、課の合理化を図っていくのだと言いましたけれども、まだできて間もない課を合併をしながら数を減らして、数百万単位の移設費用がかかる。これは、財政的には税収が落ち込んでどんどん先細りをしている中で、その数百万の金をかけて本当に、その数百万の費用をかけた中でこれ以上の効果が出せるのかどうか。もし出せなかったら、だれが責任とるのですか、町長がとってくれるのですか。町長は、任期あと1年とちょっとですよ。その中で、その結果が出るのですか。もし出なかった場合には、どう責任とるのですか。そこまで考えた中でこの課の設置条例を図っているのですか。

それから、16課を14課にするということになりますと、16人の課長が14人になります。当然2人の方が何らかの形で課長を去ることになります。その対応をどのようにお考えなさっているのか。先ほどの教育委員のも、自分で出しておいて取り下げました。12月には思いもかけない人事異動もありました。町長が好きなように、自分の言うことを聞く人たちだけを動かしているような気もしてならないのです。

例えば事前にやめる方は半年前に辞表を出しなさいと、申告しなさいと言って、やめる方々は次期課長候補ですよ、課長補佐の方が3名ですか、もうやめるのが決まっていますよね。町長は、全員協議会で、まだはっきりやめるとは決まっていなという話もされましたけれども、勸奨退職を受ける場合にはきちんと書類が来て、それに名前を書いて、判を押して、届け出してあると、ある方から私は聞いていますけれども、そういう対応をとっているにもかかわらず、まだはっきりやめたと言っていないと、慰留に努めているというふうな言い方をしましたね、この間。そういう職員の人たちから信頼を得られるような課の設置条例であれば私は何も言いませんけれども、ぎくしゃくぎくしゃくしている中で、今ここでなぜやらなければならないのか、大義名分は結構ですけども、もっともっと職員の皆さんの身近な、職場に対する悩み等を精査しながら、もう少し時間を持って検討した中で私は対応するべきだと思っておりますけれども、それについてお答えをお願いします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 今この時期だけではありませんが、これからの行政運営をしていくという上では、やはりいかに創意工夫をした中で行政運営をしていくかということが大切なことは、これは本間議員もご承知のとおりだというふうに思っています。しからば、どのようにしたらその効果が発揮できるかということになるわけですが、当然のことながら国のほうから行政改革のプランの中での職員の減員と申しますか、そういうことも求められてきている状況もありますし、行政の効率化をいかにするべき、あるべきかということも、当然これは求めていかなければならないと思っています。そういうことを考えた中で、先ほど具体的に都市計画課と土木課の一つの統合ということもありましたが、これについては、やはり町の都市計画等を計画をする、その計画をしたものをいかにスムーズに実施に結びつけていくかということ一つを考えても、そういう点では仕事量はふえるかもしれませんが、スピーディーに仕事を進めることができるのではないかというふうに思っております。

あわせて、引っ越しの費用について、その費用が、もし費用対効果が求められなかったときはどうするかということですが、これは先々どのような形になるか知れませんが、しかし課を統合する、その行政をスリム化していくということで考えていけば、将来的には私はそういった費用対効果の面も上がるのではないのかなというふうに思っているところです。

また、それに伴う人事異動の話がありましたが、確かに全員協議会のほうでは「今のところはまだ定かではありません」とお答えをした経緯はあります。実は、3月1日の課長会議の中では、退職をされる方等について、初めて名前を示したところでもございます。早くやめられる方等については、議員が言われますように9月30日までに申し出をしてほしいですというのは、人事担当のほうから職員にその書面を出したというのがあります。これは、なぜ9月30日かということになりますけれども、退職をされる方を、私は当然どの方も定年退職前にやめられる方については慰留に努めました。慰留に努めなかったという方は一人もいません、今まで。しかし、そのような慰留に努めた結果なのですが、本人の退職の希望が強いということで9月30日で受け付けをした。その後も担当課長のほうから、それでよろしいのかなということで関係者には確認をしたということになっておりますので、辞意と申しますか、退職がかたいということで、3月1日に発表したということです。

なぜ9月30日かということですが、ご案内のように退職をされる方、予定される方がそれ以降にずれ込む場合に、新しく採用する職員の問題にかかわってくると思います。今、町のほうでは、7月と9月の2回に分けて採用試験等を行っておりまして、その中で退職を予定されている方と申しますか、退職をするという方の人数の把握ができませんと、採用計画にも結びついていかないということもありますものですから、早い時期に申告ということで、昨年からですが、実施をさせていただいたというものでございます。

したがって、この課の設置条例につきましては、いろいろこれから努力をしていく中で、町民の皆さんにも理解をしていただき、また行政のスリム化を図って運営に努めていきたいと、こん

なふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 理由づけは簡単に何でもできるのですよ。でも、私には言いわけにしか聞こえないですね、町長の言う答弁は。

今までの職員の人事の関係でもそうですよ。例えば、半年前に申し出をしなさいと、町長のときからやるようになったような話も聞きますけれども。では、私はやめますと申し出た方がだれだかわかってくれば、職員の士気は上がらないですよ、何でおまえやめてしまうのだよと。そうではないですか。まして、ある意味では試験制度をとり入れると、片方では試験を受けさせる。課長になりたい人はだれも受けなかった。だって、課長がみんなやめる人がいないのに受けたってしようがないでしょうと、そういうふうに言う方もいるのです。実際に開いてみたら、数名いますと。数名って何人だと言ったら、3人だと。それも、係長が課長補佐になる昇級試験を受けたのが3名でしょう。そんな結果の中で、あなたが掲げた課の設置条例がまともに機能して、これからきちんと町民のために運営されるかどうか、私はわかりません。今までの町長の動きを見ていて、職員の皆さんだって、私は不安になっている方々がたくさんいるのではないかなと思っています。もっと未来のある職員の方々がそこに打ち込められる、そういう対応を私はとるべきだと思いますよ。

でも、今町長を信頼して、職員の方々が歩み寄った形の中で一本化できているとは私は思えませんよ。町長は町長ではないですよ。どちらかといえば、課長の延長なのです。自分が命令すれば全部部下が動く。職員上がりだから、余計なのかもしれないですよ、そういう部分では。民間の方であれば、人にものを頼むときに、やはりそこに溝がありますから、頭を下げて「お願いします」と言って課長に頼むのが筋だと思うのですけれども、今の町長の動きを見てみると、命令している。職員、相手の気持ちを考えながら、私は少しずつお互いに協力し合って運営していく、そういう姿勢ではないと思っています。ですから、もう少し職員の方々の意見を取り入れた中でやったらいいのではないかなと思います。

ましてや、今町長が当選して間もなくでしたら、課長が2人定年でしたよね。そのときに、課を14課にするのなら、何でもなかったのですよ。課長はそのまま、2人欠員となりますから。今あなたが抜てきをした課長が1人やめられる。ですから、16が15になりました。では、1人だれかを降格する、そういう職員の切り方をしたら、私は大変だと思うのです。そういうことを踏まえた中で、町長はどのように考えてこの課の設置条例をつくられたのか。職員の皆さんに提示できるように、きちんとした明確な答弁をお願いしたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 冒頭申し上げますが、この課の設置条例の考え方については、何回か課長会議の中でも、課長の意見も取り入れた中で進めてきたということを申し上げたいと思います。

それから、人事の問題にも触れられましたが、私が職員から信頼をされていないということでは

たら私も大変残念なのですが、もしそういうことがあれば、そのようなことがないようにこれから職員との信頼関係を築いていきたいというふうに思っております。

課が減ることによって、その課長が2人少なくなる、それをどう対応するかということについては、これから人事異動を行う中で、職員の理解をいただきながら、職員から問題が起きないような、そういった対応で取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 最後のまとめをお願いします。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 予算のことでもそうです。いいですか。町長が来年度の予算を提示してしまっすけれども、予算のことだってそうでしょう。基金を取り崩しますと言って、国からもらえるようになったから取り崩さずに済んだからと言って、そのまま中身を何も言いませんでしたよね。私は、取り崩しは絶対してはだめだと言うつもりで、そのときに会議に臨んだのですけれども、肩透かしを食わされた。

それが今度は、課を合併してやればこの予算が、前の年度の予算がわからなくなりますから、ごまかせるのですよね。今までの町長の組む予算だっでごまかしの予算ですよ。たまたま国から補助金が入ってくるから予算が組んでいるけれども、本来それがなければ基金の取り崩しをするつもりでいたのでしょうか。その中身は、私たちには何ら知らされていない。前の基金の一番最初にあなたが町長になったときの取り崩しは、久保田町長の5億8,000万の繰越金があった中で、当初予算が通らなくて6月にそれを取り崩して、振り分けた中で予算を組んだのです、最初が。何らかの形で、財政的には容易ではないのですけれども、国のほうから何に使ってもいいお金だとか、そういうのが景気対策として来ているから、何とか曲がりなりに今までやってこられました。ですけれども、本来であれば、税収に見合った事業計画を立てるのが執行部の長たるあなたの役割だと思っています。

ですから、これからの一般会計予算でも言いますけれども、その予算に見合った事業計画を立てていけば、後から4億のお金が、臨財債とかと言いましたけれども、もらえるお金が、例えば建設基金を取り崩さずに給食センターのほうの基金に繰り入れることだってできたのです。そうすれば、そのお金が特別にそちらで使われるということであれば、実績として私はすばらしいと思う。ですが、何に使うお金かわからないお金がばらまかれて、どこかに消えていっている、そういう予算の組み方だと私は思っているのです。

それが、さらにこういう課の設置条例を今決定して運営されるとしたならば、もっともっと予算の使い道は私たちにわからないような予算の組み方になってしまうのではないですか。それこそ私は町民の血税を使う上では、もっともっと今の課を絞って精査した中で、少ない税収に見合った予算を執行していくべきだと私は思っているのです。ですから、私はこれについては到底賛成するわけにはいきません。

以上です。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 設置条例ですが、ここまで来ましたから、あなたは今から取り消すことはしないと思うのですが、先ほど取り消したり放棄したりということがありますが、職員との信頼関係と言いましたが、職員と本当に信頼関係が築かれているのですか。どうも私はそういうふうには見えないのです。職員は、あなたに逆らうことができないのですよ。私は若いときに、あなたの大先輩の青山敏雄さんからこういうことを聞きました。「英雄君よ、悲しきかな宮仕えと」。あなたの部下ですから、使われている方は逆らったときにはやめるしかないのですよ。それで、何かがあったときに、職員が間違いを起こしたときには、みずから責任をとると、そういう姿勢も見えないようですし、弟さんもおやめになりましたよね。身内だって助けてくれないのだから、他人だから、おれたちが何かを起こしたときには、簡単にちょん切られるなど、そういうふうに腹の中では思っているのではないですか。

信頼関係というのは、やはり一緒になって町のために頑張ろうと、そういうことが信頼関係かなと思います。あなたの場合は、権力を利用して、力で、今ここにいる課長1人、どなたをいけにえにするかわかりませんが、おどかしているのではないですか。どうですか、今これを放棄して、やり直してこのままいかれたら。考えをちょっと聞きたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 この課の設置条例につきましては、ぜひご理解をいただいて、承認をいただければというふうに思っております。

中身については新しく起こす部分もありますし、統合する部分もあります。それが果たして、先ほど言われたように効果が期待できるかという話もありましたが、効果があるように努力をしなければならぬというふうに思っております。

それから、職員と私との信頼関係ということですが、職員のほうから信頼がないということであれば、私も信頼を築くように努力をしなければならぬというふうに先ほど申し上げましたが、その気持ちはそういうことで、これから努めていきたいというふうに思っています。

したがって、課の設置条例についてはぜひご理解をいただいて、お認めをいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 この課の設置条例、機構改革へとつながるのかななんて思っておるわけですが、なぜ今やらなくてはならないのかなと。課長もいろんな面で、自分で各課長をつくっておいて、今度課長を減らすのだと、あなたのやることはみんなつながっているのです、同じようなことが、自分でつくってみたり、減らしてみたりと。新しい庁舎を前久保田町長が努力してつくって、やっと住民が、あそこに行けば税務課があるのか、ここへ行けば生活環境課があるの

かと。これからCO₂の問題にしても環境というものは非常に重要になってくると、そういう細かいことを私が言えば、時間が長くなりますからやめますが、住民の、町民の目線になって、この課の設置条例がいくのであればいいと。この機構改革からいろいろ町民につながるが出てくるのです。あなたのやっていることは、上から町民を見ているようなやり方だと、私は思っております。やっと課の場所、私だってまだ課の場所がわからない状態でございます。何百万も費用をかけて、包装紙だけ取りかえればいいのかというような内容かなと。私はもうちょっと町民の気持ちになって、町民も役場へ来る方全員ではないですけども、せめて役場へ来た町民の方が、ああ、よく内容がわかって、課の場所もわかって、職員も丁寧に説明してくれて、ありがたかったよというような接遇の仕方の教育であればよろしいですが、勝手に課をつくってみたり、ぶっ壊してみたり、課長をつくってみたり、首にしてみたりと、そんな町民の目線ではなくて、自分の目線の中で勝手にやっている町長というのは少ないのではないかなと思いますが、どのように思いますか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどからも申し上げておりますが、決して上から見て、こうしなさい、ああしなさいという考え方はありません。できるだけこの町民の皆さんにサービスがよい形で提供できるようにということを考えての機構の改革です。したがって、この機構改革をした以上は、今まで以上にその効果が出るような形での思いでこれから進めていきたいという考え方です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 あなたのやることに対して、これは私の言っているのは簡単なこと、町民に聞いてもらってみてください。総務課はどこにあるのだけ、企画課はどこにあるのだけ、教育委員会はどこにあるのだけ、役場に入った玄関先で、住民課はどこにあるのだけ、税務課がどこにあるか聞いてみてください。町民の方が役場に来るときには、本当にそぞろもぞろで来るのです。私は、この課の設置条例は、町長、プラスになるとは絶対に思いません。あなたみたいな頭のよい、行動力のある、1回来ればすぐわかるような、そんな立派な方ばかり町民にはいません。もうちょっとわかりやすく、月並みではないですけども、赤の線は総務課とか、黄色は住民課とか、何かそういった形の中で町民の気持ち、目線になって、いろいろ行政はありがたく、町民が本当によかったと言うような、そういうような課の設置というのであればいいですよ。私は、難しいことを言っているつもりはないですよ。あなたの勝手な中でやられたのでは、町民はたまったものではないですよ。もうちょっと易しく、わかりやすい考えの中でやったらいかがですか。

終わります。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 今回の課の設置条例の改正ですが、実は昨年アメリカの大統領が大統領に立候補したときにはやった言葉でチェンジというのがありました。日本でも大変はやりましたけれども、一方地方自治法でもこの行政の継続性というの、これは大切なことなですよとうたってあ

ります。これは大原則であります。そういった意味からこの機構改革を行うときには、本来は行政の本質的な目的である良質な行政サービスの供給体制を確保するために、特に総合計画や行政改革に掲げた目標の達成を的確に対応するために組織づくりを決めていくのが機構改革ではないかなというふうに私は思います。

そんな点からしますと、先ほど3点ほど、こんなことを目標にしていますよというのを言われました。あえて言いませんけれども、そういったことも先ほど来、ほかの議員からも質問がありましたので、重複は避けますけれども、そういった中で、これもちょっと出たのですけれども、なぜ今この機構改革かということが1つ残ります。

と申しますのも、現在の邑楽町第五次総合計画の前期計画が来年度で、平成22年度で完了をします。翌23年度からは後期計画がスタートするわけです。まさに平成22年でその後期計画を策定するのかと思います。そうだと、本来ならばその後期基本計画に合わせて機構改革するのが望ましいのではないかと、これは行政にかかわっている人間であればだれしもそのように思っていると私は考えていますけれども、この辺について。例えば22年で機構改革をやりますと、23年度からの新しい後期計画についての機構改革は恐らくできない。先ほどのチェンジではないですけれども、どんどん変わればいいというものではないと思うのです。ですから、そういうことを考えれば、このタイミングとしても22年度でやるのではなくて、むしろ後期の基本計画に合わせた23年度から機構改革をして、その総合計画の目的を達成するための機構改革であってほしいなというふうに思います。町長はそれはどのようにお考えでしょうか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 総合計画に基づいての町の事業執行ということでやってきているわけです。言われますように前期計画は終了し、後期計画に向けての事業ということになってくるわけです。そういうことを考えてみた場合でも、これはその求め方の相違はあるのだらうと思いますが、その仕事に携わる、あるいは前期部分からそれらについて職員が認識をした中で後期計画に結びつけていくことも一つの方法かなというふうに思っておりますし、特に町の総合計画が一番の基調になるところはそのとおりですけれども、職員が、これは全体計画、前期、後期の全体の計画、10年計画の中で踏み込んでいかななくてはいけない部分です。したがって、その計画に基づいて、その機構改革というのも一つの手法かもしれませんが、現状では先ほど申し上げたような状況を踏まえての機構を変えていきたい、そして少しでも前へ進んでいきたいという思いがあって計画したわけです。

それから、なぜかということも当然ありますが、実は総務課長からの説明にもありましたが、税務課に収納対策室をとということもありました。それから、担い手対策室ということもありました。税の関係だけでちょっと申し上げますと、大変な……

〔「必要なことだけで結構です」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 よろしいですか。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 それでは、今の回答は今までの回答と同じですけども、要するに23年度から新しい後期計画がスタートするわけですけども、一昨年以来大変な経済危機が訪れているわけです。そうしますと、恐らく後期計画は今までの延長で継続できる計画ではない、大幅な変更が出てくるのではないかなと思います。それに向けて今度は実施していくわけですから、今、平成22年度で1度こういった機構改革をやって、また23年度でやるということは、私は町民が混乱するだけで、また職員も方向性が見えないということになるかなと思いますし、もう一点、今回の機構改革をするに当たって、私は行政職員といいますか役場の職員も、実際はもう皆さん仕事についても相当精通しているのですが、何か私から見ますと一から十まで、要するにおれの意図を体せよというような形で、民主主義的に、こういった機構改革をやるのでも職員の力をかりて、例えばそういった機構改革の委員会をつくるとか、そういうじっくり時間をかけて、本来はこういう機構改革はやるべきだと思うのですよ。実際に実施するのは町長ではなくて職員が実施しているわけですから、職員の考え方を十二分に集約して、それでなおかつ機構改革というのはやるべきではないかなと思います。

ですから、総合計画もしかりでありますし、ほかの課長に聞けば、何で今だと思うそういう課長もたくさんいらっしゃると思うのですね。23年度からやるのだから、だったら23年度からの計画もつくる、同時にそれを実施するための機構改革はどうやっていこうかというのをこれ1年かけてやったらいいのではないですか。むしろ22年度でスタートしないで、23年でやったほうが、ここの1年というのは大切な部分だと思いますので、その辺についての考え方をもう一度お願いしたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 この機構改革の中に、今まで企画課ということのみでしたが、まさに今議員が言われますように、その企画をしたものをいかに財政的な裏づけで事業を執行していくかということを考えたときに、企画財政課ということで今度はお願いしたいというふうになっているわけですが、企画をする、その企画したものに対しての財政的な裏づけはどの程度のだろうかということがやっぱり大事だと思います。そのことを考えれば、1つの課で企画を、これは1つの課だけではありません。すべての課にもまたがって計画は立てるわけですが、その立てた計画のもとの裏づけとなる財政的なもの、これは1つの課であれば、なお今まで以上に効果が発揮できるのかなというふうに思っております。

それから、機構改革を行うのに職員の考えも求めるべきでないか、取り入れるべきではないかということは、先ほどの議員のご質問にもお答えしましたが、この機構改革をするのに、どのような方法がいいのかということについては、課長会議等を通して、十分この議論を深め、課長のほうの了解もこのようではないかなというふうな考え方から提案をしているということですよ。

ので、課長のほうの考えも十分取り入れた中での改革ということでご理解いただきたいと思います。

○相場一夫議長 遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 課長の考え方も十分取り入れているということですが、多分これは認識の違いかなと思うのです。1回聞けば、2回聞けばということではなくて、どこでもこの機構改革をやるのは本当に1年ぐらいかけて相当計画的にやっているのですね。恐らくそんな時間もかけていないでしょうし、そういうことに対する計画性といいますか、この町にはちょっと欠けているのではないかなという気がいたします。

課長に限らないのですけれども、そういったプロジェクトなりをつくって、これは少なくとも機構改革は全事務事業にかかるわけですから、当然係長クラスまで入れて、総合計画を策定するのと同じぐらいのボリュームのある仕事だと思うのです。それが同時にできるはずが私はないのかなという気がしますけれども、そういったことについても十分やっていただきたいと思いますし、基本的に一番のポイントは少なくとも23年度から新しい、要するに後期の基本計画がスタートするのですよと。恐らくそうされると思うのですけれども、それに対応する機構改革を考えたほうが私はいいと思います。この質問は、私はそういう考え方だということですので、特に回答はいらないですけれども。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

田部井議員。

○5番 田部井健二議員 私は、12月の定例会で町長には機構改革よりもまず執行部の足元をきちっと固めるのが先だというお話をいたしました。私は今回の定例会の中で、当然のごとく前列にありております教育長の席と立沢課長の隣、そのあいている席がきっと副町長の席かという認識でございますけれども、前列が埋まるものかなと期待をしておりました。町長もそういう提案をするのだというお話でございました。でも、きょうの午前中の全協の中で、副町長は当然のごとく、教育長もしばらく置かない、置けない、きっとそんな状況になったと思っております。これで、この設置の条例によりますと、課が2つ減る。6月の定例会から空席がさらに2つふえるという状況になるのかなと、そんなふうに思いますけれども、今の町長の町政運営の中で、そういう状況の中できちんとした行政運営がやっていけるのかなという大きな不安を持っております。

今、担い手対策室それに収納対策室、私はそれよりも町長には議会对策室、このほうが必要なのではないかなと、私はそう思っています。その中に、できれば根回し課、ネーミングがおかしければ議会調整課、それに議会クレーム処理係、こういったものも置かないとやっていけないのではないかなと、そんな不安を持ちますけれども、いかがですか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 特別職の関係については、いろいろ不手際な点があって今そのような状況になって

いるわけですが、今後議員の皆さんとも十分相談する中で、協議をいただく中で、一日も早くという思いでもあります。

それから、この後の行政運営がというお話ですが、これもそのようなことがないように努力をしていく中でこの機構改革を進めていきたいと、そういうふうに思っております。大変不手際な点があって大変ご迷惑をかけている点はあるわけですが、少しでもそのようなことがないように努力をしていきたいと思っております。

○相場一夫議長 田部井議員。

○5番 田部井健二議員 あえてもう一点だけお伺いをいたします。

学校教育課長が今兼務をしておられます教育長職務代理者、もう半年になりますが、この件についてはどのような処置の仕方というか、考え方を持っておられるか、お答えをいただきたいと思っております。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 ご案内のように学校教育課長には教育長の職務代理として半年になろうとしているわけですが、この体制は、議員が言われますように決していいものではありません。したがって、ぜひ議員の皆さん方のご理解をいただく中で、一日も早く解消できるように考えていきたいと、こんなふうに思っております。

そういうことで、これから進めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、早い時期に何とかお世話になりたいと、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○17番 石井悦雄議員 皆さんのお話を聞いていて、ああ、なるほどな、課の設置の問題については難しいのだなというのをつくづく感じました。

私は、総務・文教常任委員会に所属しておりますので、細かいことは聞きません。町長にちょっと1つだけ聞かせていただきたいのです。1つは、タイミングが悪かったかなと、それは人事関係です。数が多くなるのであれば問題はないと思うのですが、数が1つでも少なくなるということについてはちょっと問題があったのかなと、まずそれが1つ。

私は、旧庁舎の時代から課は縮小する考えを強く持っておりました。そういう点では賛成できるのです。ただ、要は、今何人かの議員から指摘されました。こういうことを強く感じて、しかも問題は町民に対するサービスというのですか、町民に対するサービス、これだけは決して怠ってはいけないと。容易でない思いをしてこの事業を進めるのですから、それだけはあってはいけないと。

その点について、町長、自信ありますか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 町民の皆さんに、今以上のサービスを向上させるように努めていくということで頑

張っていかなければいけないと思っていますし、職員の数も少なくなっておりますけれども、職員の創意工夫の中で、私を含めて鋭意努力をして、そういったサービスが低下することのないように努めていきたいと、このように思っております。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 これは、税金等にも絡んでくるのですけれども、この中に収納対策室というのがございますね。これをつくった経緯について、滞納問題についてどうですか、町長。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 今、町税と特別会計の税収ということについての滞納の額は多額になっています。これは、中身もあると思いますが、こういった経済的な状況ですので、納めるということの意欲は当然あるのだろうと思いますが、残念ながらいろんな状況で納められないという方もおられると思います。逆に、その逆の方はおられないと思いますが、やはり今滞納されている方についての差し押さえ、それからその差し押さえた物件の競売といえますか、そういった事務が大変煩雑になっております。そこまでいくのには、その中身を十分精査をした中で行わなければなりません。そういうことを考えますと、以前に増してその事務量というのは大変なものがあります。個人の財産にといいいますか、そこに踏み込んでいくわけですので、誤りがあってはいけません。そういうことを考えていくと、やはり収納に対してもどのような状況かということも十分精査をしていくということは、現在多くなっておりまして、これからも多くなっていくのだろうと思います。そのことを考えると、やはり専門的に調査それから検討するということが事務量として多くなるだろうと思いますので、今の体制から一歩踏み込んで、その徴収体制といえますか、収納対策体制を整えていきたいと。そして結果としては、少しでもその滞納されている額が減少するように、そのような思いであります。

○相場一夫議長 大野議員。

○3番 大野貞夫議員 今の町長の答弁の中の収納対策室の問題について、ちょっと関連して発言をさせていただきますが、昨今のこういう経済事情の中で非常に貧困といえますか、大変な思いをしているご家庭が今たくさん出てきておるわけです。滞納額からすれば、相当な額が現在あるわけですからけれども、例えば国民健康保険、なかなか高くて払い切れないという方もたくさんございます。こういう中で収納対策室を設ける。そこに職員を何名か配置をしてやるわけですが、端的に言いますと、職員の給料が何十万かの給料をもらっている職員をそこに配置して対策室が収納すると言うのですが、例えば行って、全額もらえるわけではございません。やはり1,000円とか2,000円とか、こういう集め方にもなるのかなと思いますが、そういうときに対するメリット、これを設置することによってどうなのかなという点が1つ。

それから、収納する職員ですが、やはりこれも町内の在住者だと思います。この方が同じ町内の人に直接行き会って徴収をするという、人間関係といえますか、こういう難しさもちょっとそこに

出てくるのではないかなという気もいたします。

それから、確かに収納するという事は結構なことですけども、やはりその前になぜこのような滞納がこうしてふえているのか、この実態をまず調べて、それからこの収納をどうするかという点に持っていくということも必要ではないかなと。今の話を私は聞いておまして、例えば差し押さえをする。昔でいいますと、高利貸しが寝ている布団を引きはがして持っていくというような、昔ありましたけれども、くれぐれもその収納する際にそういったことに配慮しながら、十分やっていく必要もあると思います。そういう点では、先ほど来皆さんの発言の中にありますように、ここで急いで今やる必要があるのかな、こういう考えを私も強くするところなのですが、その点について町長のお考えをいただきたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 対策室を設置してのメリットということの部分ですが、これは先ほども申し上げましたが、どうして滞納になってしまったのか。その滞納が発生したその部分をどう解決していくかということについても、専門的にその対策室で行うということになります。現時点でもそうではありませんが、先ほど申し上げましたように大変な額があるということもありますものですから、税は公平な課税とあわせて公平な徴収ということもやはり兼ね備えていかなければならないのかなというふうにこれは思っております。したがって、そのメリットの部分については、私は職員の給与と比較して徴収額がどうかということもあるかと思いますが、やはり公平な課税、公平な徴収ということもやはり大事にしていかなければいけないのかなということが1つあります。

それから、確かに町内の職員が町内の皆さんのところへ、滞納されている方の皆さんのところへ伺うわけです。その人間関係というお話もありますが、これは必ずしも取り立てるといいますか、行って、今議員が言われたようなことを勧めることは、今までもなかったと思います。納税者の理解をいただいて、納入をしていただいているのではないかということで、時にはそういったトラブルもあるかもしれませんが、そのようなことがないように努めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、確かになぜこの滞納額がふえているのかは、本当にそのとおりこれは大変なことです。大きくは経済状態もあるのだらうと思いますが、この点については十分対策室の中でも、なぜふえているのか、当然原因があるわけですね、それらの原因も調査する。そして、その原因が何であるかということも踏まえて納税者にも理解をしていただくということの配慮は、議員が言われますように十分していかなければいけないというふうに思っていますので、今後今まで以上にそういった配慮を加えながら収納事務に当たるということの考えです。

◎会議時間の延長

○相場一夫議長 本日の会議は、あらかじめこれを延長します。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 課設置条例の件につきまして、多くの皆さんからいろいろお話がありました。その中でやはり原因があるわけです。まず、スタート前の誤り、スタートの誤り、選任の時期の誤り、根回しの誤り、不足。それから、この機構改革につきましては、やはり根底にあるのが住民サービスだと思えます。その辺の認識の不足、先ほど長期計画の中でも、ことしやってまた来年という話もありましたが、その辺を考えたときに、公約で自分が掲げたからということで、ことし変え、また来年変え、また変えというのは、住民サービスにならないと思うのです。混乱になる、役場の組織内においても混乱になる。そういうことで、やはり大もとが間違っているために、何か4年間のうちにやったということを出さなければいけない。そんなことがあって、今町長はあたふたしているのだと思えますけれども、やはり町長の公約の、先ほど収納対策あるいは担い手だとありましたが、トップセールスということ掲げているわけですから、税収の増加をまず図る、そのために自分が何をしたらいいか、あるいは町民の融和、議会の融和、それには自分の誤りをちゃんと前面に出して、どうしたらいいかということが大事だと思えます。くるくる、くるくる顔を変え、あるいは施策を変えてやったならば、それこそ町民全体の不利益になると思えます。また、対外的に見れば、議会も批判されます。行政も批判されます。ですから、ぜひとも原点に立ち返って、先ほど根回し課のお話も出ましたが、行政運営を残る期間やっていただければと思います。

以上です。

○相場一夫議長 小沢議員が質疑をしているわけですが、質疑の内容は何でしょう。

○6番 小沢泰治議員 現在の課設置条例についてのことで、何を考えているからこれを、来年また機構改革しなければならないのに、今やるのかということです。それについてお答えをお願いします。当初からの。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 小沢議員の質問の内容は、冒頭、提案理由の説明で申し上げましたので、ご理解いただきたいと思えます。

○相場一夫議長 よろしいですか。

○6番 小沢泰治議員 はい。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

暫時休憩といたします。

〔午後 4時55分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議開きます。

〔午後 5時16分 再開〕

○相場一夫議長 これより討論に入ります。討論ありませんか。

小倉議員、先ほどは失礼いたしました、こちらへお願いします。

〔12番 小倉 修議員登壇〕

○12番 小倉 修議員 議案第6号 邑楽町課設置条例につきまして反対の討論を申し上げます。

この邑楽町課設置条例につきましては、町民の目線、町民が考えておる町役場としてはこうなの
だというようなことが全く含まれていない。難しく、難しく、迷路へと町役場を難しくする考えの
中でこの機構改革が進んでいるように思われる。表面の包み紙を交換するだけで中身等は全く考え
ていない。役場に来てこういうことがあった、ああいうことがあったと。町民の方が役場に来て、
気持ちよく帰れる役場、これは待遇だと。職員の方が町民に対し考えた中で、気持ちよくお客さん、
町民が納得するようなそういう課の設置廃止であればよろしいですが、全くそれが含まれていない。
何があっても邑楽町役場、職員の役場ではございません。町民の役場です。この課設置条例は、役
場職員の、町長のための課の設置条例をつくるのかなと、機構改革をするのかなと、そんなふうに
私は思われる点がある。よって、私は今この機構改革を行うに当たって、議案第6号につきまして
は反対といたします。

以上。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

本間議員。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○14番 本間恵治議員 議案第6号 邑楽町課設置条例につきまして反対の討論をさせていただきます。

先ほどから話が出ておりますけれども、厳しい財政運営の中で合理化を図り、16課を14課にする、
そういう提案が町長からなされましたけれども、課長1人欠員になりますから15名。私はそうであ
れば、土木課と都市計画課ですか、2つを1つにするよりも、本来であればそのままにして15課で
もいいのではないかなというふうに気もいたします。ましてや、電算システム改修費等、数百万円
も町民の血税を費やした中でその課を設置することが、果たして、先ほどから費用対効果云々、効
果が出るように努力すると口では言っていますけれども、行政が行うことは行ってから失敗したで
は済まされません。確証があってやるのであれば私も賛成をいたしますが、努力をする、努力をし
た結果、ではだれが責任をとるのだと。町長の任期は、はや2年を切っております。この課設置条

例のもとに例えば行ったとしても、今の町長の任期中に効果が出るとは決して思えません。そういうことから考えれば、再任を得た中で、当初の新任のときに課の設置条例を出すべきだと私は思っております。そういうことからかんがみて、時期尚早ということで私は反対させていただきます。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第6号 邑楽町課設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○相場一夫議長 起立少数。

よって、議案第6号は否決されました。

◎日程第9 議案第7号 邑楽町職員定数条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第9、議案第7号 邑楽町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第7号 邑楽町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

集中改革プランの実施に伴い職員数を削減し人件費の抑制に努めておりますが、今回現状に合わせて職員定数を226人から214人に変更するものであります。あわせて、今まで明記されていなかった選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務部局の職員数を明記し、12人を併任または兼任させることでなお一層職員数を抑え、人件費の抑制を図るべくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤議員。

○2番 遠藤幸夫議員 それでは、邑楽町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして質問をさせていただきます。

この数値ですけれども、この一部改正では214人という数字が計上されておりますが、平成21年12月1日、邑楽町の邑楽町役場職員分掌表を見ますと、現在197名の職員で事務事業を行っているということになっております。それから、邑楽町の集中改革プランでは、平成22年4月1日の目標

値が、要するに定員管理の目標数値が202人となっていると思いますが、この辺の整合性についてご説明をいただきたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 議員ご指摘のとおり、現況の職員数は今現在で198というふうにとらえております。このご提案の214という数字につきましては併任がございますので、これから12を引いていただきますと202という形になります。集中改革プランについては、特に留意せずに現況に合わせてお願いをしたという次第でございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号 邑楽町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

○相場一夫議長 日程第10、議案第8号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第8号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国の労働基準法の改正及び平成21年度の人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じて、邑楽町職員の時間外勤務手当について、月60時間を超えたものは割り増し率を100分の125、または100分の135から100分の150に改正するものであります。また、時間外勤務が月60時間を超える職員に対

し時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、代休時間を指定できる時間外勤務の代休時間制度を創設し、あわせて育児、短時間勤務職員の時間外勤務について変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま説明をいただきましたけれども、60時間を超えて勤務した方には代替を与えるということなのですけれども、現実的に60時間を超える職員の方が現状ではどのくらいおられるのかお聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 邑楽町の現状といたしましては、年間300時間を超える職員が10人には達しないというふうに考えております。ですから、よほどのことがない限り60時間を超えるというのは現実的にはございません。例えば選挙で重なったとか、そういった特例の場合はございますけれども。以上です。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま総務課長からお聞きしました限りでは、それに達する職員はいないということでございます。そして、また、できる限り残業はしないでほしいと。やはり残業しない日をつくって、運動したりと取り組みをしているみたいですけれども、やはり残業しなくても仕事が終わるように鋭意努力をしていただきたいと思いますので、申し添えておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する
条例

○相場一夫議長 日程第11、議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を議題とします。

なお、本案に対しては、小島幸典議員外2名よりお手元に配りました修正の動議が提出されています。この動議につきましては所定の要件を満たしておりますので、成立し、これを本案とあわせて議題とします。

初めに、町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今日の町行財政の運営状況等を考慮し、邑楽町長の給料を50%減額、副町長及び教育長の給料の10%減額を平成22年4月1日から1年間にわたり実施しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより町長提出の議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

田部井議員。

○5番 田部井健二議員 ただいま提案されました町長の50%の給与の減額という数字でございませうけれども、私は常識で考えれば非常に大きな数字だと思っております。50%減額をしなければならぬ中身をぜひご説明をいただきたいと思っております。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 町長の給料の50%の減額ということは、以前退職金の問題についての前倒しということについてお願いしたいという経過がございませう。退職金についてはいただかないという経緯もありますので、その部分を担保するという議員のほうのご指摘もありました。そのような関係から、退職金に当たる部分を前倒しで退職金に充てていただくというものでございませう。

○相場一夫議長 田部井議員。

○5番 田部井健二議員 1点だけ確認をしておきたいのですけれども、ということは間違っても今のこの町の財政事情とか経済環境とか、そういった面を考慮してというお話ではないのですね。あくまでもご自身の退職金云々、その担保というような理由で50%の削減という理解でよろしいのでしょうか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど提案理由の説明で申し上げたとおりでもございませう。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 ただいま田部井議員が言いましたけれども、あなたの公約で退職金ゼロ円。

これは、できるできると最後まで言い続けて、いつになってもやらないから議員提案でこうなった。そして、もとは、言いわけの一つとして、町村の首長は、邑楽郡では当時千代田町の襟川町長が代表で総会に行くのだと、理事として。だから、そこで発言できないと。襟川町長に頼んでやらしてもらわなければできないと、そう言い続けてきましたけれども、今は町村の合併により町、村が減って、一堂に会して首長が集まって総会をやっている、そうではないですか。そこで、あなたは、自分がこういう公約で町長になれたのだから、ぜひこれを認めてほしいと、そういうことをやれば、できないということはないし、50%にする必要もない。そういうふうに思うのですが、あなたは総会でどのような発言をし、何度各首長にお願いしたかお答えください。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 今、合併をして、その合併後の市町村というのは少なくなっておりますけれども、その総会の席でということは、この案件については、特に総会の中では議事案件という形では出されてはおりません。

町村数が今現在で24町村あるわけですが、その中ではこの案件について、市町村総合事務組合についての案件というのは提出はされておられません。提出されていないというか、議事案件としてその場では出されないということになっています。総会ということは少なくなっておりますけれども、そういうことはありません。

〔「出さないんじゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 いや、出さないということではなくて、総会の中でという話がありましたから、その部分でお答えをしたということです。

それで、市町村総合事務組合にその考え方を示したかということについては、以前これは襟川町長でしたか、その理事ということになっておりましたから、相談はしましたが、過去に他の市町村長への影響もあるということの話がありましたので、これは事務のほう、事務方のほうの話がありましたので、それについてはそれ以後申し上げてはおりません。よろしいでしょうか。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 それでは、町民や選挙民をだましたことになりませぬ。

大泉町の長谷川町長も当時そのようなことを出しましたが、できないということで謝罪したと。それは何度もあなたは聞いているはずですよ、議員からも出ていますから。あなたは一つも謝罪していないではないですか。できる、できるで、議員で50%に、これ議員提案でやったのですよ。先ほど田部井議員が言ったように、町の財政が苦しいから50%に私がやっていますではないでしょう。謝罪してないですよ。県に行って幾らでも、私はこういうことで町長になれたのだと、ぜひこれを認めてほしいと、なぜやらないのですか。それでは、公約違反ではないですか。だったら、謝

罪しなければだめでしょう。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 私は、当時の議員の質問に、できますということはお答えしてあります。できるということの要件もそのときに申し上げたかと思えます。今提案して、市町村事務組合の理事会ですか、そこへ提案をして可決をされればできますと。しかし、それが可決できないということになれば、できませんということもお答えした経過はあります。その経過の後、議員のほうから今言われたような提案が、これも修正動議だったと思いますが、もし間違ったら失礼ですが、そのようなことがあったものですから、その議論の中でその退職金はできないのだと。したがって、その金額に見合う分を報酬の中から担保にするというような質問があったかと思えます。それに対して、私はそれでは報酬から減じていただいて、その退職金について見合う分を減じていただいて、そして退職金はいただきますというようなお答えをしたかと思えますが、そういうことでこれからも進めていければと、こんなふうに思っております。

○相場一夫議長 横山議員。

○13番 横山英雄議員 あなたは報酬を50%にして、それで15歳まで医療費を無料化したのは前倒しでやりましたと、自分から私は半分にしてこうやっているのですよと、そういうふうに言って歩いていたのではないですか。自分で幾らでもできると言ったのならどこまでも、私はこういうことで当選したのですと。今ほかの首長に迷惑をかけるとか、先ほど言いましたけれども、そんなことは承知でやったのでしょうから。あなたは職員として30、40年近くいて、そういうことを知らないはずがないですよ。完璧にだましたのでしょう。だまして、できないのだったら謝罪しなさいよ。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 決してだましたということではなくて、それは長期間職員としてお世話になったということはありましたけれども、その内容については熟知していない、承知していなかったということもありましたものですから、そういった形でお答えをしたということです。決してだました、だまされたという話には思っておりませんので。2年ほど前ですか、この場でそういった議論がありまして、それではそのような形でお世話になりましょうということで現在に至っているということでございます。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今のを聞いていますと、議会で提案されて現在に至っているのです。町長は、自分から公約に掲げてやったにもかかわらず、議会の言いなりになってやっているような言い方をしていますけれども、あなたの主体性はゼロです。あなたがみずから退職金をもらわないと言ったのであれば、鋭意努力をして、ゼロになるようできる限りのことをやって、できなければ謝罪をするのがあなたの務めでしょう。それをすりかえて、もらわないわけにはいかないからもらいますと、給料から差っ引いて計算しますと、そういう話でしょうに。話のすりかえですよ。

最初の信念を貫くのであれば、私はみずから、今言っていましたよね、理事会にお願いをして、私の町民との約束だからこれを認めてほしいと言って、認められなかったということであれば、そこで初めて謝罪するのがあなたの立場ですよ。それを何もしないで、議会で半分にされたから、もらわないわけにいかないから、計算して差っ引いて、退職金はもらいますと。それでは話のすりかえでしょう。あなたが約束したことに対して、何の努力もしていないでしょう。それがわからないのですか。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 以前からも申し上げているとおりでございますので、そのようなお答えをいたしたいと思います。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 以前からお答えをしている、改めて言ったらどうですか、ちゃんと。以前と同じだと言うのだったら、同じことをもう一度言いなさいよ。話をすりかえているだけですよ。

あなたの本心で、町民のために約束したことを、私はここまで努力したけれどもできなかったから、こういうことをやっているのだと。それだったら、当然謝るべきでしょう。謝るときに謝らないから、ずっと尾を引くのですよ。それをつくっている原因は、みんなあなたがつくっているのです。違いますか。

〔「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 答弁はよろしいですか。

〔「同じ返事でもいいから、してくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 答弁願います。

金子町長。

○金子正一町長 以前も質問の中で、退職金に見合う分を報酬からということで、それではそういうことができないのだからという質問の中で、担保にするというようなご質問がありました。そういう中で、それではその退職金に見合う分を前倒しでということでお答えをしたと思います。

議員が言われますように、市町村総合事務組合の理事会のほうにはお話をした経緯はありますが、他の市町村長にも影響があるということなものですから、事務局のほうからそのような話があったものですから、それ以後は提案はしておりませんが、その分報酬のほうからということで、現在に至っているということでもあります。

そのことが、退職金ということですから、その任期を務め上げた中でということもあろうと思います。しかし、今言われましたように、その部分を福祉医療のほうにということも公約の中にはあるものですから、そういったご理解をいただけない部分もあるのかなと思いますけれども、思いとすると、そのような状況でお世話になっているということでございます。理事会のほうに、これからもやりなさいというようなお話があります。しかし、周りの市町村長の状況を考えたときには、

これは出すことはいかかなものかということがあるものですから、今日に至っているということです。

そのことについてできないのだからということでありますが、以前はできますと、しかしいろんな条件をクリアをしなければそれはできませんというお答えをした経緯もありますので、今考えみれば、これほど時間がたってしまった場合には、他の市町村長への影響等を考える場合には、やはりこれからも難しいという部分がありますから、そういう点では長く時間がかかりましたけれども、その公約と現時点を考え合わせたときには、これから出すことがどうかということもありますから、そういう点では申しわけなく思っております。

公約の中で、そういった形をとり上げたわけではありますが、今申し上げたような状況もありますので、大変申しわけなく思っておりますけれども、そういう点では謝罪をさせていただきたいと思えます。大変申しわけありませんでした。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今、町長は言っているけれども、私だけではないです。課長方々も、今ここにいる議員方々も、町長が言った答弁で納得できる人は私はいないと思うのです。自分で約束をしておいて、自分で約束したことを最後まで実行しようとしなくて、大義名分を言っているだけです。ほかの町村の首長に迷惑がかかるからと、そんなこと関係ないでしょう。あなたが約束したのだったら、とことんやって、努力するのは当たり前ですよ。

いいですか。ましてこういう財政難で、いつ町が破綻するかわからないようなそういう状況の中で、基金を取り崩して予算を組んだり、そういう中で対応していればおのずと町長の退職金だっけ出せなくなる、行く末だっけあるのですよ。私は、そのことを町村会の理事会に行ってお願ひしたって、決してそれを悪く言う人はいないと思いますよ。町長が心底、心からお願ひすれば。あなたが1人で頭の中で判断をして、迷惑がかかるからと言っているだけでしょ。そうではないのですか。

やれるところまでやって、だめだったら、私もこういう努力をしたけれどもできませんでしたと、済みませんでしたと謝るのだったらよくわかりますよ。あなたは口先だけです。そういうのがみんなに波及していくのですよ。そうではないですか。すべてそうですよ。責任をとっていないのですよ、あなたは一つも。だから、みんな職員の人たちだっけついていかなくなってしまおうでしょう、そういうふうになれば。きちんと理解を得られるように行動をとるべきですよ。

担保する、担保しないの問題ではないです。そういうふうには議会の中で話は出ましたよ。けれども、あなたは何ら努力をしていない、自分のことに対して。それで、ほかの人に税金の取り立てに行っけこいと言っけたって、言われた人は一生懸命になれななですよ、あなたが一生懸命やっけいないのだから。同じことでしょう。すべてにそれが通じるのですよ。そうではないですか。答えはいいです。どうせくだらなな答えだから。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 もう大分たつわけでございますが、私は過日その問題につきましては書面の動議を出した、私でございます。おかげさまで群馬県の新聞屋さんが、3期小倉修議員が町長、教育長、副町長の給料半分にしやがってと、大変ありがたく非難を受けたことを私は覚えております。これもどういうわけか、私が動議を出すような立場ではないというふうに私も思っていたのですが、どういうわけだか私が動議を出す立場になってしまったと。そのときに、時の議長、横山議長と私が話し合った中で、「町長は自分で約束して守らねえ」と、「全く守る気がない」と、「動議を出さなきゃしょうがなかんべ」と、みんな議員が言っている。でも、動議を出すやつがない。私に回ってきたので、全く考えていない。町長だけ約束して、守らないのだから、町長だけ約束どおり考えるべやということで、私が考えたのです。そうしたらほかの議員から、だめだと。15歳未満の医療費も足らないと、何で町長よりも副町長とか教育長の給料が高いのだと。町長が任命するやつが何で高いのだと、ちょっと不自然ではないかと。それもそうだねと。小倉議員、それが動議でわからなければ、おれたちは考えるぞと。

〔「イエス、イエス」と呼ぶ者あり〕

○12番 小倉 修議員 イエスなんて言っている人がいますけれども、正確な内容でそういう内容なのです。だから、今回も修正動議が出ていると思うのですが、そういった修正動議を今回出す人もちゃんとわかっております。そのほか3人がおられると思うのです。2人ですか。

〔「3人だよ」と呼ぶ者あり〕

○12番 小倉 修議員 3人じゃなかったの。

〔「ほか3人」と呼ぶ者あり〕

○12番 小倉 修議員 私は、その人たちの話を聞いて、ああ、正しいと。町長が自分で約束した、それを守らないのだと。動議を出してくれと、私は出しました。そうしたら、教育長の給料、副町長の給料が高いから、町長より高い、それはおかしいと、組織体からして。それも、それは道理だと。

私が動議を出して、議員が半数以下であれば否決ですよ。わかりますか。本会議場で私が書面動議を出して、ほかの議員方々が私の動議にすべて賛成してくれたのですよ、半数以上が。それで、こうなっているのです。あなたはここへ来て、言いわけというか、苦しい話をしていますけれども、男らしくないですね、首長らしくないですよ。2年過ぎても、全くそれらしい姿が見えない。

以上。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 19年の12月から2年たったわけですけどけれども、いつの議会でも「私は決してだましてない、有権者をだましてない、町民をだましてない」ということで言っているのですが、だましたのですよ。きょうは、ぜひ休憩いただいて、自分の配ったビールをみずから持ってきてみて

ください。それを見ながら、それで答弁、話していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○相場一夫議長 答弁願います。

金子町長。

○金子正一町長 ビラを持ってきて答弁をなさいということです。ビラについては、これは退職金ゼロ円ということで出ていると思います。その部分については、福祉医療のほうに充当できればというふうに乗っているかと思います。そのビラを見て答弁ということについては、そういうことで約束をしたということになっていきますので、その答弁ということについては、具体的にちょっとただければと思いますけれども。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 ずっと決してだましていませんということを言い続けているのですよ。ですから、私はみずから持ってきてほしいということなのです。その1枚と、その次のほかの市長だとか県知事だとかを例に出してつくったビラ、その2枚をお持ちして、答えてください。それはそれでだましているのですよ。うそなのです。うそ八百なのですよ。

それで、現実に先ほど千代田町の町長が理事ですか、そういうことで邑楽郡の代表で行っていました。現在は、各首長が議員として総会、その議決機関に出ているわけですから、みずから提案して、どなたか1人同調者がいないとまずいのですか、それ提案、それ郡内の首長でもいいですし、あるいは群馬県じゅうのほかの首長どなたでも結構ですから、役場出身の首長もいるでしょう。そういう中で、ぜひ自分からその行動をとってみてくださいよ。もちろん最初にお話ししたビラを見せていただくのが、それがだましなのですよ。町民をだましているのですよ。有権者をだましているのですよ。それとあと、その後の先ほどの50%の件について、みずから自分の退職金ゼロという努力をしていないではないですか。ぜひ休憩の時間に、それをお願いします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 町民をだましているということですが、当初の議員とのやりとりの中では、その退職金については、できるかできないかということで、できますという話は答えています。そのできるのはどういうことかということで、提案をして、その理事会の中で議決をもらえばそれはできますと、それがなければできないということを申し上げていると思います。もっと努力しなさいということのお話ですので、先ほど長い期間こういった形で来て、申しわけありませんでしたということとは申し上げましたが、その努力はしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○相場一夫議長 小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 議会があるわけですから、実行してくださいよ。

それと、いろいろきょうも混乱していますけれども、この混乱の原因はあなたなのですよ。それを收拾しなかったら、町民の不利益、不幸ですよ。ただ単に町内だけの、町民だけの不幸ではないのですよ。近隣の市町に対してもマイナスですし、あなただってそういうものを抱えていたら、胸

張って他市町に行けないでしょう。群馬県に行っても、胸張ってられないでしょう。そしたら、仕事だってできないですよ、トップセールスはできないですよ。だから、ぜひきれいにしてください。それには、私は言いたくはないですけども、辞職して新しい方を選んで、あるいは自分になりたければもう一度立候補して、それで邑楽町のために頑張ってもらいたいのですけども。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどもお答えしましたけれども、努力が足りないということのご質問もありましたので、努力をしていきたいというふうにお答えしたわけですが、大変時間もたっております。しかし、私の今までの行動ということが、それになってはいないということですので、努力をさせてもらうということを申し上げたわけです。

そのことがどうなるかは別といたしましても、約束ということもありますから、仮にできないということになれば、これはそのように考えていかなければなりませんけれども、そのようにというのは申しわけないということでおわびしなければなりませんけれども、私自身の今までの行動ということが非常にあいまいだということですので、これからそれに向けてできるだけ努力していきたいと思っています。

○相場一夫議長 3回終わっていますから、まとめをお願いします。

小沢議員。

○6番 小沢泰治議員 本当に私は、町民、議員もだけれども、役場の課長、職員もだと思えますけれども、困っていますよ、この混乱では。何とかならないものですか。私は、邑楽町で一番大きい行政区に住んでいますけれども、行政区の皆さんだって、一部の人は本当に心底あなたを応援しているかもしれません。だけれども、現実をよく知っている方は、やはり町長が原因だと思う方がほとんどだと思いますよ。だから、決してだましていないのだということを知らない方は本当に不幸ですよ。そういうことで、一日も早い体制の整備と、もろもろの誤解を解く行動をとっていただきたいと思います。それは、町内だけではありません。郡下東毛県下において、邑楽町が胸張って、邑楽町の町民がどこへ行っても、邑楽町はすばらしいねと言われるように、現在はどこへ行っても邑楽町は何しているのだと言われているのですよ。ぜひ努力していただきたいと思います。

そして、次の議会の機会には2枚のピラを持って、議場にて回答をお願いしたいと思います。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて町長提出の議案についての質疑を終結します。

次に、小島幸典議員外2名より提出された修正案について、発議者の説明を求めます。

小島幸典議員。

〔10番 小島幸典議員登壇〕

○10番 小島幸典議員 10番、小島幸典です。議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例に対する修正動議の趣旨について説明いたします。

提案説明、本修正案の内容は、町長、副町長及び教育長の給与を昨年と同じくおのおの50%減とするものであります。修正案の提案理由ですが、上程された原案は副町長及び教育長10%減で、町長のみ50%となっている。この特別職の給与策定は、各市町村の経済状況によって多様な削減政策が実施されています。当町の平成20年度末の財政調整基金は約13億2,000万円である。税金の滞納額も平成20年度は約6億1,500万円ほどであり、年々税金の滞納はふえていると平成22年3月おうら広報に広報されています。平成20年度末で町の公債費、借金ですね、一般会計と下水道、上水道合わせて約92億5,500万円である。町民1人当たり約3万3,000円。また、国の借金は平成21年末で871兆円、国民1人当たり680万円と新聞報道されています。

また、当町の平成22年度一般会計歳入歳出予算を見ると前年度よりも約3億3,000万増で、その施政方針でも地方財政は個人所得の大幅な減少、企業収益の急激な落ち込みと予想される。県の社会保障関係費、生活保護受給者の急増、社協の生活福祉負担金の利用者は平成20年度では75件です。それが現在3.4倍の254件と失業者の生活資金が厳しい雇用情勢を映し出しています。大手企業の中でも新卒採用活動を原則凍結したり、情報サービス大手のCSK社では正社員545人の早期退職者を発表しました。また、トヨタ自動車によるリコール問題や経営再建中の日本航空による人員削減は、人件費圧縮の潮流であります。若者の失業者が現在より増加することが予想されて、当然税収は減り、歳出はふえる。そのような社会状況を考えたとき、今現在、町の三役の給与額は、町長約35万9,000円、副町長約29万円、教育長約27万5,000円。期末手当は、町長年額約380万円、副町長年額310万円、教育長約290万円。退職金につきましては、4年間で、町長は約1,490万円、副町長は約670万円、教育長は約595万円と見込まれています。このような支給予定額を見た私の考えでは、私の考えですよ、決して生活苦になるとは私は思っていない。

議員提案で過去2年間の三役給与減額による実績は、直接的、間接的に見ると、15歳までの子ども医療費の援助や、先ほど質疑の中でも議員のほうから話されたと思います。それと、間接的に、これは長柄小学校校庭整備と、もう仕事に役立っているのかなと、私はそういう考えであります。ですから、前教育長の川田氏、またどういう事情があろうと金子町長と、また修正案に賛同してくださった議員各位に感謝申し上げる次第であります。

そういう中で、子育て家庭の若いお父さん、お母さん、また年老いて闘病生活をしながら頑張っている心ある町民の血税を大事に使いたい。今、日本じゅうで社会問題化している若者の就職難、生活保護申請の急増、円高不況によるデフレの泥沼化を考えれば、大変な時代に入っている。町のこれからのインフラ整備を考えるならば、町の特別職の給料は21年度と同じく行政改革の一環として、三役おのおの50%減額の本修正案を提案するものでございます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上、提案します。

○相場一夫議長 これより修正案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 長々といろいろ説明いただいたわけですが、原案と修正案をいろいろ私、考えました。何年か前に書面による動議を私は出して、議員皆様の賛同を得て、成立したと。その50%オフ、これ事情はいろいろあると思いますよ。町長みたいに、口先でいろいろ言っておられる方もおられますが、いろいろあると思います。いずれにいたしましても、50%オフになっている。それを原案は10%オフに戻すと。しかし、戻されても50%オフから10%オフになっている。きょうの午前中の会議ではございませんが、なる方がおらぬと。不思議な今回のこの議案は、おもしろいですね、結果的には。70%オフでも5%オフでもなる方はおらぬと。恐らく私はこれから先も受ける方はいないのではないかなと、そんな心配もしているわけでございます。

よって、私は今の修正案に対する説明を細かく聞いておりましたけれども、何年か前の動議が私は正しい動議だと今でも思っております。それを反省もせず、先ほど横山議員ではないが、大泉町の長谷川町長は謝っておると。謝りもせず、また50%から、本人がいないにもかかわらず今度10%オフにしたいと、全然論外な原案ではなかろうかと。まだ修正案のほうが正しいのではないかとそう思っておりますが、発議者の方に質問申し上げたいと思いますが、私が動議を出したときに、発議者は私を指導していただきましたけれども、あなたのほかにまだこの50%オフにしないと、教育長までしないと、私もそれは同意しているのですよ、私が出したのですから。そういう人が何人もいたと思うのですが、今でもその方の考えは変わっていないのですね。今、1人は採決できる人ではないですけども、私が聞いたうちでは。そのほかの人は、発議者に賛成するような方向で考えていますよね、質問いたします。

○相場一夫議長 小島議員。

○10番 小島幸典議員 お答えします。

私の現時点の気持ちでは、当然手のひらを返したように、この修正案が根本的に変わっていないのですから、修正案に賛成してくれると信じています。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 同じ方でございます。発議者が言うように、私はそれを信じたい。私も前回の発議者でございます。原案ではなくて、修正案に沿った中で私も動議をした人間でございますので、今回も発議者と同じように、その方々も修正案について賛成をするのが人間らしい、議員らしいやり方かなと、私は思っております。上げたり下げたり、該当者がいないにもかかわらず、50%から今度は10%に落としましょうと、発議者の言うとおりで私は思っております。

以上。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

山田議員。

○7番 山田晶子議員 今発議者は、特別職の町長、副町長、それから教育長ということで、財政困難な折からということも含めて、そして町長の件についての50%カットは別なのですけれども、そのときに我々議員は一体どういう立場にいるのか、発議者がどういうふうな認識をされているか、ちょっと聞かせてください。

○相場一夫議長 小島議員。

○10番 小島幸典議員 山田議員にお答えいたします。

私は議員になりまして、議会人であります。そういう中で私の議員の姿勢というのですか、これは議会では議会の方向性を定める、また最終的なお金の使い方を決める、そういう議員で私はやっています。それと、先ほど説明しましたように、提案説明の中、ちゃんと聞いてもらえればわかると思います。社会的弱者に対して、社会の指導者はもっと優しくできないかなと。こういう言葉があります。「功成り名遂げて身退くは天の道なり」、また「足るを知る」という言葉もありますね。そういう言葉をあなたに贈ります。

○相場一夫議長 山田議員。

○7番 山田晶子議員 今、小島幸典議員のお答えはそのとおりで、私もそのとおりだと思います。ただ、どういう立場でと私は聞きましたつもりなのですが、ちょっとお答えが違ったような気がしまして。

町長、副町長、教育長というのは特別職ですよね。我々議員も同じく特別職にいと私は認識しております。そうしたときに、役目は違っても立場は、立場というか仕事は同じだと思います。それで、そういうときに、ある部分、行政側だけに負担を強いるということに対して、私はちょっと疑問に思っていますので、そこのところをお答えいただきたいと思います。

前にこの件が出ましたときに、議員側は議員定数が20だったのが16に減りました。そして4人分の議員報酬の分が浮いたというか、それが助かっているから、議員の方はいいのだというようなことを言いましたね。それなので、そこのところをちょっと、どういうふうに考えてこういうことを提案されたのか、私はお聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 小島議員。

○10番 小島幸典議員 山田議員にお答えします。

議場ですから、何を質問しても私はいいと思います。そういう流れの中で非常にわからない。お互いにこれは立場が違うとかなりすれ違うから、だからこういう議会でいろいろ話をするのは本当にいいことです。

ということは、私も今話されたように名誉職です。議員は名誉職なのです。議員必携を後で読んでもらえればわかると思います。明記されています。そういう名誉職であれば、給料を引くのではなくて、山田さんに説明しているのですけれども、引くのではなくて、20人の定員を16人に削減し

たわけですよ。そういう流れの中で、そういう給料体系をやっていることが私は、合理化をみんなの相談の上でやっているの、それでもっと削減したいとなれば、山田さんは提案すればいいのではないですか。提案権等いろいろありますから、私はそう願います。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて小島幸典議員外2人より提出された修正議案についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

岩崎議員。

〔8番 岩崎律夫議員登壇〕

○8番 岩崎律夫議員 8番、岩崎律夫でございます。議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例に対する修正動議に対し、反対討論を行います。

まず、申し上げたいのは町長の報酬50%カットは、退職金相当を実施しているものであるということであり、教育委員の選任の件についていえば、町民は子供たちの健やかな成長を願い、教育行政を担うにふさわしい人を一日も早く選任してもらいたい、そして邑楽町の教育行政が力強く推進されていくことを望んでいると思うところであります。

教育長の報酬についてであります、教育長の職務、職責を正當に評価した上でその報酬を考えるのが常識的ではないか、このように考えます。教育長の報酬50%カットということについては、多くの町民の賛成が得られるとは到底考えられません。

以上、反対討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

田部井議員。

○5番 田部井健二議員 ただいま町から出されました第9号議案につきまして、私は原案に賛成をいたしまして、修正案には反対をいたします。

私は、一番最初に町長に提案理由というのをお聞きをいたしました。少なくとも経済的、財政的そういった事情で自分の給料を半分にするのではないと、はっきりと言っておりました。今出されました修正案は、中身がよくわかりませんが、聞いていると、ずっと何かお金のことばかり言っていたような気が私はしております。そういった面では、修正と原案は幾らかかみ合わないのかなと、そんなふうには思いますけれども、先ほど小倉議員が、私は発議者だったと言っておられましたけれども、そのときに私は唯一反対討論をした記憶もでございます。その思いは今でも一緒でございます。

まず、町長が財政的、経済的、そういった理由で自分の給料を半分にするというのであれば、こ

これは当然のことながら、副町長も教育長も私たち議員もそれに見合った行いをするのが私は当然だと思っております。しかしながら、私は再度確認をいたしましたけれども、町長はそういった事情で半分にするのではないのだと。自分の給料は自分の約束のために担保されていると、まるっきり個人的な事情だと、そういう話をしておりました。先ほどそのことにつきまして、いろいろお話がありましたけれども、町長は退職金はいただきません、そのかわりに給料を担保されている、だからいいのだみたいな話をしていましたけれども、私はそもそもそこが間違いだと思っております。給料を担保されたからいい、そういう話ではないのです。やはり町民との約束を果たせなかった、その部分についてはしっかりと明確におわびをするべきだと私は思っております。この町長には、そういったところが非常に欠けております。

それで、給料が50%オフになる、当然です。私は、あえて言わせていただければ、現町長は欠陥町長だと思っております。したがって、給料が50%カットになっているわけであります。しかしながら、これから担っていただきます。できるかできないか私にはわかりません。副町長とか教育長、欠陥副町長、欠陥教育長をつくるのですか、議会は。違うでしょう。きちんとした副町長、きちんとした教育長を議会はお願いをすると私は思っております。ならば、欠陥町長と同じような50%カットの給料はおかしいではありませんか。まともな人をお願いするのだったら、まともな形をつくって、まともな給料をお願いするのが私は当たり前だと思っております。それで、まともな人ではないと思えば、議会で承認をしなければいいだけの話です。

もともとまともな給料、前町長が出していた三役そろって10%オフ、ずっとそれでやってきたわけです。でも、現町長は就任当時、同じようにしようと、三役すべてを10%オフという形で提案をなさいました。しかしながら、議会の同意を得られず、すべてが50%オフという形で現在に至っております。どうなっておりますか。この町長は、半分担保をされています。担保というのは、いずれ時期が来れば戻ると私は思っております。昨年おやめになった前教育長は、同じく50%、担保ではありません。私に言わせれば没収をされました。

〔「そんなことないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○5番 田部井健二議員 私はそう思っています。

〔「議会でそんな没収できっこないよ」と呼ぶ者あり〕

○5番 田部井健二議員 形の上では私は没収だと、そういうふうに思っております。

そして、私はこの町長の50%、欠陥町長でありますから50%オフにされても当然だと思っておりますけれども、これからお願いをします教育長、それに副町長、私は決して欠陥副町長、教育長を町に置くようなことがあってはならないと思っております。真つ当な人を真つ当な報酬でぜひお願いをすべきと思っております。したがって、原案の町長50%オフ、副町長、教育長10%オフ、これに賛成をするものであります。

○相場一夫議長 小倉議員。

〔12番 小倉 修議員登壇〕

○12番 小倉 修議員 議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の中で、修正案に賛成をいたします。

先ほど申しましたように、私も何年か前に書面による動議を提出し、大多数の皆さんの賛同を得て成立したわけでございます。また、きょうは教育長、橋本正男さんの関係について長引く中、全員協議会においていろいろ討論を交わしました。だれしものがあの方は立派だと言った。頼んで議決もしないで、また断ると。そんなような決め方をする町長に対し、50%も10%も、70%も80%もないと思いますよ、私は。あんな立派な方を生殺しか生き埋めですよ、これでは。それで、これから10%に戻して、新たな立派な教育長を選ぼうと。だれがやりますか、そんなことで。いいかげんにもほどがある。よって、私は修正案のように、今の財政危機、先の町の見通しを考えた中で、この議案につきましては修正案のほうに賛成をいたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

細谷議員。

〔15番 細谷博之議員登壇〕

○15番 細谷博之議員 議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例に対して、その修正動議に対して反対討論をさせていただきます。

きょう議員の皆様で全協を開いた、その中でいろいろと意見が出ました。でも、議員の皆様の中で、教育長を置かなくてもいいと思っている議員の皆さんは、きっと一人もいないと思います。町長の50%カット、これは今田部井議員が言ったとおり、そういう形の中でこれはしようがないと思っていますけれども、この間、前教育長、川田教育長に会いました。その中でこの話をしたときに、川田教育長はこういう話をしました。議員の皆さんに伝えてくれと「子供は一日一日成長しているのだと、その核の教育長がもしいない、こんなことが続けば子供たちは本当に不幸だ」と。私もそういうことだと思います。ぜひ議員の皆様も、きょうの全協で話した中で教育長がいなくてもいいという議員は一人もいないと思います。ぜひ早い時期に教育長をつくりたい、そういう形の中でこの50%カットですか、これは到底やれる額ではないと、そのように思います。そういうことで、この50%の減額に対しては反対いたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を採決します。

まず、本案に対する小島幸典議員外2名より提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午後 6時50分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議開きます。

〔午後 7時02分 再開〕

◎日程第12 議案第10号 呂楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例

○相場一夫議長 日程第12、議案第10号 呂楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第10号 呂楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

庁舎建設基金につきましては、昭和58年に本条例が制定されて以来、新庁舎建設という一大プロジェクトの実現に向けて積み立ててまいりました。このたび新庁舎の完成をもって庁舎建設基金はその使命を終えたことから、本条例を廃止し、基金に属する現金については一般財源に繰り入れることといたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、一般財源に繰り入れ後の用途については、公共施設等整備基金への積み立て及び学校給食センター建設費といたしたく、別途ご提案申し上げている補正予算に計上しているところでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

横山議員。

○13番 横山英雄議員 ただいまの説明ですが、過日総務課長は全協の場で、この基金条例を廃止した基金については6割を給食センターにとりあえず合わせて、残り4割はその後と、10割すべてを給食センターに回すと説明をされたと思うのですが、間違いはないのですか。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 お答えいたします。

給食センター建設事業費の約6割が補正予算でお願いをしている額でございます。

なお、庁舎建設基金につきましても6割を今回使うと、残り4割については公共に積んでおいて、次年度以降給食センターの建設費がまだ4割残っておりますので、それに充当したいという考えでございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号 邑楽町庁舎建設基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号 邑楽町土地開発基金条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第13、議案第11号 邑楽町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第11号 邑楽町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町土地開発基金につきましては、高度経済成長と、それに伴う地価の急激な高騰を背景に昭和45年に設置されたものであります。以来、公共用地の先行取得を行うための原資として、町の公

共事業の円滑な執行に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年は地価が大幅に下落するとともに、公共事業の抑制等により多額の基金残高を将来にわたって維持し続ける必要性も低下しつつあります。また、それに歩調を合わせるように我が国経済の低迷と国、地方を通じた財政事情の悪化が進行し、基金で保有する土地の買い戻しも遅々として進まない状況が生まれてきております。こうした状況を踏まえ、土地開発基金のあり方を見直し、時代の要請に合わせてスリム化を図るため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 補足説明させていただきます。

呂楽町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましては、一部を次のように改正いたします。第2条第2項中「基金」を「、基金」に、「積み立てを」を「積み立て、又はその一部を処分」に改め、同条第3項中「積み立てが」を「積み立て又は処分が」に、「増加する」を「増加し、又は処分額相当額減少する」に改める。第6条中、これは利子のことを言っていますけれども、「この基金に繰入れる」を「整理する」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、22年4月1日から施行するものです。

中身的には、積み立てしかできない条例を処分も可能な条例に整備することです。必要に応じて、基金積立金を処分することを可能にすること。なお、基金額3億円については変えておりません。議会につきましては、予算の審議を通じて基金積立額の変更に関与する。利子等基金運用益は、必ずしも基金に積み増すことを義務づけずに、一般財源とすることも可能とする。

施行日については、先ほど言った平成22年4月1日とするものです。

よろしく願いいたします。以上です。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号 呂楽町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第14、議案第12号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第12号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、制度創設時の激変緩和措置として2年間、後期高齢者医療制度と同様に国民健康保険税の負担軽減措置を行ってまいりましたが、減免の特例措置を当分の間延長する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号 邑楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第15、議案第13号 邑楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第13号 邑楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、「一般廃棄物収集運搬業及び処分業」を「一般廃棄物処理業」と改めるため、本条例における関係条項の整備をする必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第13号 邑楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第16、議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理

由の説明を申し上げます。

小口資金融資制度につきましては、県が制定した中小企業に対する融資制度であり、その実行は市町村が条例を制定し、融資を行っているものであります。今回の改正は、景気低迷や国の保証制度の動向を踏まえ、中小企業者が現在借り受けている資金について、この小口資金に借りかえ申請ができる期限を平成22年3月31日から平成23年3月31日までの1年間延長するため、本条例を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 この小口資金の融資の枠、そしてまた22年から23年に延ばすわけですが、それに対する対象者がどのぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 中村産業振興課長。

○中村紀雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 小口資金の融資の条件についてご説明申し上げます。

融資限度額につきましては1,250万円でございますが、融資利率につきましては3.2%ということになっております。融資の期間でございますが、運転資金につきましては6年以内、設備資金については8年以内ということでありまして、その他、町の措置としましては、信用保証協会におきまして保証料の補助として0.4%補助しているところでございます。

現在の借り受け件数でございますが、21年3月31日現在の条件ですと、融資件数が15件、金額にして6,096万円でございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 この期間を延ばすことにつきましては、やはり困っている人を助けるという部分では本当にいいことだと思いますが、町のほうで0.4%の利子を補助していると、そういう部分でございますけれども、そういう点におきましては、もっとさらなるやっぱり補助の枠を町としても対応するべきではないかなと私自身は思っております。もうこういう景気で先細りで悪くなっている現状のもとでは、やはりお金を必要とする方々がたくさんできてきているのかなというふうには思っておりますので、寛大な措置をこれからもとっていただくように要望して、終わりにいたします。

よろしく申し上げます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第14号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号 邑楽町労働環境整備資金融資促進条例の廃止に関する条例

○相場一夫議長 日程第17、議案第15号 邑楽町労働環境整備資金融資促進条例の廃止に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第15号 邑楽町労働環境整備資金融資促進条例の廃止に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、県の労働環境整備資金融資促進要綱との協調により、町内中小企業及び中小企業団体が従業員の労働環境整備を行う場合に必要な資金の融資を促進することを目的に平成2年に条例を制定したものであります。しかし、本町において今日まで利用実績がなく、また県においては利用実績の減少により、平成21年に融資要綱を廃止いたしました。

よって、本町においても県の動向を踏まえ、同条例を廃止する必要性が生じたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第15号 呂楽町労働環境整備資金融資促進条例の廃止に関する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号 呂楽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第18、議案第16号 呂楽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第16号 呂楽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年の人事院勧告による国家公務員の給与改定等の取り扱いに準じて、持ち家に係る住居手当を廃止したくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第16号 呂楽町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第17号 工事請負契約締結事項の変更について

○相場一夫議長 日程第19、議案第17号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第17号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る平成21年9月29日に議決をいただきました地域活力基盤創造交付金事業、町道幹線6号線道路改良工事の請負契約締結事項につきまして、事業の精査により当初契約金額5,124万円を5,617万5,000円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 この金額の差額がふえたわけですが、中身についてどのような関係でふえたのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○相場一夫議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答え申し上げます。

まず、増額の金額でございますが、493万5,000円ほど増額となっております。その理由でございますが、全体的な計画延長等については変更ございません。具体的には邑楽中学校北側の交差点部分等におきまして交差点部の拡幅等がございまして、基本的な改良の面積がふえてございます。当初設計1334.8平方メートルのところ、1618.9平方メートルほどになってございます。

その他につきましては、やはり中学校北側の現状の道路部分の舗装の厚み等において、当初5センチを想定してございましたが、試掘等をした結果、実際には、専門的に言いますと安定処理と申しましてかたい層が、表層も含めまして30センチほどあった。このことが当初設計では1,290平方メートルほどのうち、その厚い部分が759平方メートルほどあったもの等が主な原因でございます。

以上でございます。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 今変更の内容につきましては、よくわかりました。

本来入札によって業者が決まり、仕事を依頼するわけですが、できる限り追加工事が出な

いようにというのは、契約の段階で多分交わしていると思いますけれども、これについては面積の変更と地盤の処理の関係といろいろ変更がございましたので、仕方ないのかなと思いますけれども、できる限り予算の範囲内でやっていただくと。これが私は原則だと思いますので、鋭意努力をしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 工事の請負契約締結事項の変更についてでございますが、私のほうからはこれはよろしいかなと思いますが、関連でございますけれども、今町建設業者と近隣市町村の建設業者と大変苦しんでいる、困っていると。その方向につきまして、町内業者育成という考えの中でどのように思われておるか、もう一回確認をしておきたい。大変、税収が減っていると、先ほどの話ではございませんけれども、そういった考えの中で、近隣市町村なり地元業者の育成をどのように考えておられるのか、ちょっと聞かせてもらいたい。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 契約検査室、入札審査会を扱っている立場でお答えをいたします。

町内企業の振興ということで、工事をやる場合等につきましては、町内企業の方をできるだけ、極力入れるようにはしております。ただ、今まで実績のあった、例えば出張所を持っているとか、そういった町外の業者も、まだ一部に入っているのは事実でございます。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 総務課長の答弁、よくわかったような気がいたします。

しかしながら、今の日本の状況、町のそういった建設業者の状況等を考えると、過去いろいろお世話になったり、お世話したりというような経過もあるかもわからんけれども、県外だとか余り遠方の人、遠方の業者は、やはり発注する中で、その選定する中で考えなければならない経済状況に私は来ているのかなと。そんな甘い内容ではないと。税金を払うのも義務だけれども、町民から、町内からもらった税金を使うのは、もっと真剣に考えなければならないと。地元業者とて血の出るような思いをしてやっているのです。できるだけ、私は近隣地元の業者を育成していただきたい。そして、立派な仕事をして税収が得られるように考えていただきたい。そのような私は時期に来ておると。お願いいたします。要望でございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第17号 工事請負契約締結事項の変更について、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第18号 平成21年度呂楽町一般会計補正予算（第5号）

○相場一夫議長 日程第20、議案第18号 平成21年度呂楽町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○相場一夫議長 議案第18号 平成21年度呂楽町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入支出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,854万2,000円を追加し、予算の総額を81億6,534万9,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方揮発油譲与税1,580万円、国庫支出金6,221万円、基金繰入金6億2,458万円等を増額し、自動車取得税交付金3,399万9,000円、県支出金2,803万8,000円等を減額するものであります。基金繰入金は、先ほどご決定いただきました庁舎建設基金条例の廃止により、当該基金に属していた現金を一般会計に繰り入れるものでございます。

歳出の主なものは、総務費3億982万1,000円、土木費1,747万円、教育費3億4,338万5,000円等の増額と衛生費3,227万7,000円等の減額であり、その他事業実績見込みに応じた歳出補正を行った次第であります。教育費の増額は給食センター建設事業のための繰出金であり、総務費の増額は庁舎建設基金繰入金から給食センター建設事業のための繰り出しに充てた金額の残余を公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 補足説明いたします。

お手元の第5号の一般会計補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。12ページ、歳入でございます。1款4項たばこ税につきましては500万円の減額でございます。

2款1項地方揮発油譲与税につきましては1,580万円の増額でございます。

5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましては350万円のマイナスでございます。

7款1項自動車取得税交付金については、旧法も含めまして3,399万9,000円の減です。これは、グリーン課税等によるものでございます。

次のページをお願いいたします。14ページ、15ページの下段でございます。13款1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金については366万9,000円の増でございます。増につきましては、15ページの児童手当関係は297万3,000円マイナスですけれども、次のページをごらんください。17ページの上から2升目、5節に障害福祉費負担金がございます。ここで664万2,000円の増です。介護給付、訓練等給付費国庫負担金でございます。事業費の2分の1が入ってきます。なお、補装具についても同じでございます。

13款2項国庫補助金につきましては、1目民生費国庫補助金478万9,000円、これは子ども手当準備事業のための補助金でございます。そしてまた、一番下、5目総務費国庫補助金については5,757万円の増でございます。

17ページの一番下、総務費補助金の一番下の段に国の第2次補正によります地域活性化・きめ細かな臨時交付金、これは地方公共団体によるインフラ整備のための交付金でございます。5,668万3,000円交付金として入ってきております。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金については240万1,000円の増でございます。主な増は、先ほどの障害福祉と同じく、今度は県4分の1の負担金部分になります。その下の2目衛生費県負担金については、509万3,000円の減でございます。

続きまして、14款2項県補助金ですけれども、2目民生費県補助金については445万2,000円の減でございます。主に障害福祉費補助金、19ページの下から2升目の障害福祉費補助金、自立支援の関係の329万7,000円の減でございます。

その下の3目の衛生費県補助金1,334万3,000円の減です。これは、右の妊婦健診の118万9,000円の減と、次のページをごらんください。新型インフルエンザワクチン接種補助金の1,215万1,000円の減額でございます。

次に、真ん中ごろに移ります。14款3項県委託金、3目土木費委託金につきましては、728万円の減でございます。1節の公園費委託金で、多々良沼関係で728万円の減でございます。

次に、20ページが一番下に移ります。17款1項基金繰入金、5目庁舎建設基金繰入金につきましては、先ほどからご説明を申し上げているとおり、条例廃止に伴いまして6億2,758万円を繰り入れるものでございます。庁舎建設資金についてはここで繰り入れを行いまして、給食センターの整

備、あるいは公共施設整備資金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳出に移ります。26ページ、27ページをお願いいたします。

1款1項議会費につきましては、一般経費の減による451万2,000円の減でございます。

2款1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1,157万7,000円の減です。主な原因は、臨時職員の賃金800万円の減と不用額になります。

次のページをごらんください。28ページ、29ページについては、広報広聴費で65万1,000円の減です。不用額となっております。

30ページ、31ページをごらんください。4目財産管理費2億8,644万6,000円の増です。主なものは、公共施設等整備基金の2億8,124万6,000円の積み立て、また先ほど機構改革、課の設置に関する条例が否決になりましたので、使えない金でございますけれども、先ほど本間議員から質問が出ました。31ページの下から16行目、システム移転委託料224万3,000円、そして1行飛ばしまして、役場庁舎サイン改修工事106万円につきましては、予算を盛りましたけれども、これは執行できないということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、その真ん中に挟まれた旧役場庁舎の解体工事、キュービクル内のPCB処分に係るもの136万円計上してあります。そして、その下の基金積立金の一番下、公共施設等整備基金で、先ほど申しあげました2億8,124万6,000円がここにあります。これは、先ほど庁舎建設基金を繰り入れしました40%、2億5,000万円に3,000万円の一般財源をプラスしたものでございます。

次に、5目財政調整基金費については4,000万1,000円です。主なものは、財政調整基金に3,000万円、減債基金に1,000万円積み立てようとするものでございます。

次に、飛びますけれども、36ページ、37ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費で1,700万2,000円増額になっております。主なものは、37ページの下のように高齢者生きがい事業、福祉センター管理運営事業1,866万1,000円というのが下から9行目にございます。これは、国のきめ細かな臨時交付金を活用した修繕料、あるいは工事費となります。

続きまして、38、39ページをごらんください。4目障害福祉費、これも一番下の枠です。38ページの一番下の枠、障害福祉費につきましては963万5,000円の増です。これにつきましても39ページの下から4行目、補装具の関係と介護給付、訓練給付等の事業のための利用者増によるものでございます。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。42ページについては、2目保育所費2,339万円の減でございます。人件費及び賃金の減によるものでございます。

続きまして、44、45ページをお願いします。3目児童館運営費116万円、44ページの真ん中ごろでございます。3目児童館運営費116万円の増ですけれども、北児童館のフェンス設置工事のための費用でございます。そして、その一番下、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2,471万4,000円の減ですけれども、次ページをお開きください。47ページの上の表の中に個別接種事業、定期予防

の接種、あるいは新型インフルエンザ関係、がん関係で、それぞれ減額の要因となっております。

3目の母子衛生費についても380万円の減です。妊婦健診事業の減によるものでございます。

続きまして、48、49ページをお願いいたします。48ページの真ん中よりちょっと上ですけれども、4款衛生費、2項清掃費、3目地域し尿処理費170万円の減です。新中野、明野のコミプラの光熱水費の減によるものでございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。7款、50ページの下の方です。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費106万5,000円の増です。これにつきましては、右のほうに中小企業退職金共済制度加入促進助成金利用者増によりまして、106万5,000円の増になっております。

続きまして、52、53ページをお願いいたします。52ページの一番下の表ですけれども、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、230万円の増です。これは、小規模改修工事に伴うものでございます。

3目の道路新設改良費については、170万円の減でございます。

5目用悪水路費3,000万円の増でございますけれども、庁舎北の排水路改修工事のための費用で計上いたしました。

8款土木費4項都市計画費4目公園費1,053万3,000円の減です。主な原因は、次のページをごらんください。57ページの上のほうに一番上の升で、県施行多々良沼公園整備事業で951万3,000円の減となっております。公園用地購入費等の減によるものでございます。

続きまして、58、59ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費420万9,000円の減です。教育長人件費等の減です。

3目学校教育指導費998万4,000円の減です。臨時職員賃金を県緊急雇用対策に切り替えたために1,000万円の減額になりました。

続きまして、60ページ、61ページ、下の表をお願いいたします。10款2項小学校費、1目学校管理費については、332万4,000円の減です。不用額を精査したものでございます。

続きまして、64ページ、65ページをお願いいたします。64ページの升の真ん中、3目学校建設費につきましては1,130万円の減になります。各事業の入札残によるものでございます。

次のページをお願いいたします。66ページの一番下の升、今度は中学校の学校建設費228万5,000円の減ですけれども、これにつきましても入札減によるものでございます。

続いて、68ページをお願いいたします。68ページにつきましては70万8,000円の減です。これは、職員人件費と施設整備の入札残、それと300万円は長柄幼稚園フェンス工事に利用するために計上したものでございます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、74ページをお願いいたします。10款6項保健体育費、2目体育施設費601万2,000円の増につきましては、これもきめ細かな臨時交付金を活用した鶉農村広場や青少年広場のバックネット等の修理、あるいは鶉農村広場の内野の補修工事。そして、3目

町民体育管費につきましては695万7,000円の増です。右のほうを見ていただきたいのですが、体育館管理運営事業の中で、修繕費として140万円、トイレ改修工事、これは洋式化8カ所、151万2,000円、アリーナの床の改修409万円等がございます。

そして、4目の武道館費については、151万8,000円の増です。これにつきましては、修繕費でカーテンの修繕146万5,000円を計上させていただきました。

76ページをお願いいたします。10款教育費、6項保健体育費、6目給食センター費3億6,289万円の増でございます。これにつきましては、一番右のほうで職員給与等繰出金がマイナスですが、その他事業費繰出金、これについては給食センターの建設事業が3億7,633万4,000円が入っていて、マイナスとしてその他の繰出金を1,249万4,000円マイナスしております。その差し引きで3億6,289万円の増となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小倉議員。

○12番 小倉 修議員 ただいまの21年度の邑楽町一般会計補正予算につきまして、総務課長のほうからきめ細かな説明をいただきましたけれども、これは私反対ではないのですが、ちょっと聞きたいことがあるのですけれども。この収入の中でのきめ細やかな臨時交付金、収入ですね、国がよすのだから参議院選挙のあれだか何だか知らないけれども、これは継続的に5年も10年も続くような収入ではないでしょう。各課長が連日連夜、税金を集めて頑張っておるという中で、やはり基本的には汗をかいて収入を見ていかなければならないと私は思うのです。町の収入がどのぐらいあるかと。きめ細やかな臨時交付金というのは、これは初めて私もここへ来て最近聞くのですけれども、ふざけた内容ですね、これは。私からすれば。これは、将来とも収入として、総務課長、ずっと続くのですか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 お答えいたします。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い廃止された地方道路整備臨時交付金のかわりとして新設されたもので、国で言う、あすの安心と成長のための緊急経済対策として閣議決定されたもので、中身は電線の地中化だとか、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備を支援するというふうになっております。ですから、かわりにできたものですから、1年で終わるものだとは考えておりません。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○12番 小倉 修議員 総務課長の説明はよくわかったわけでございますけれども、こういった内容

で市町村、末端町村がこういったお金にかなり傾くという、当てにするという、そういうことはこれからの町の方向からして非常に大変なときが来るのではないかなと思うのです。こういったものというのは、蓄えてこそやはり町の実りもあるのかなと、そんな感じもするのです。

来るのだから使ってしまうえばいい、来るものは使っていると思うのですが、やはりある反面では税収が大変だということで、税金を一生懸命未納者から、各課長が班別になって回って歩いていると。先ほども申し上げましたけれども、税を負担する、払うのは義務だと。やはり使うことは私はもっと責任があるのではなからうかと思うのです。やはりそういったことを考えますれば、こういったきめ細かな臨時交付金ですか、余りウエートの収入として考えることなく、これに頼ることなく、町の財政をしっかりとした方向で、だから無駄ではないのです、この補正予算にしたって。ちょっと長くなりますけれども、無駄ではないのですけれども、やはり自分で稼げる金を自分たちで有効に使うという努力が私は足りないかなと思うのですが。

また、22年度の一般会計予算については一つ一つ私は意見を申ししていきたいと思っておりますが、今回の補正につきましては賛成しようかなと思っておりますが、以上で質問を終わらせていただきます。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 貴重なご意見ありがとうございました。

なお、このきめ細かな臨時交付金については、県のほうに事業計画を出して、事業改革というのはインフラ整備ですとか、あるいは修繕だとか、そういったものを出して認められるものでございます。一時割り当てというのは来ますけれども、それによって邑楽町の場合はちょっと膨らませて出して、多くもらおうという計画をしております。ですから、出さないと減額になるのかなというふうに思いますけれども。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま私も同じところを質問しようと思っていたら、小倉議員のほうから質問があったわけですが、このお金については目的があって、申請すれば、その人がきちんとしていけばもらえそうな話を今しましたけれども、この補正の一番最初の予算の歳入歳出の総額の金額5,668万3,000円、この中でこういうお金がもらえるようになったと。これはある意味では地域の活性化、その部分では、使い方によってはということなのですけれども、当初予算を組んでいた中で、精査をした中で、いろんな部分でお金が余るようというふうに一生涯懸命努力するのはわかるのですけれども、やはりその中でどうしても町民のためには譲れないという部分もあると思うのです。そういう部分のめり張りというのをきちんと確立して、目標を持ってやっていかないと、何でも節約すればいいというものではないと私は思うのですけれども、そんな中でこの交付金の利用がもっともっと、また継続的に使えるというふうになっているのであれば、この次にはもっとき

ちんとした町の計画を立てて、もっともっと町民のために要望していくべきだと思うし、それについては職員が鋭意努力をする必要があると思うのですけれども、これについてももっとつながりを持った上で、町民のために有意義にお金を引き出せるような方策をとっていただきたいと、節に要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○17番 石井悦雄議員 ページで申し上げます。48ページの中の真ん中辺に地域し尿処理の関係がございます。これは、当然必要としてこういった計画を立てられたのですけれども、不必要になったというのは、完璧に現在処理をされておるので、不必要になったというふうに解釈してよろしいのですか。

○相場一夫議長 小倉生活環境課長。

○小倉章利生活環境課長 お答え申し上げます。

こちらの減額のものですが、これは光熱水費で電気代が主に減額の対象になっています。電気代につきましては、例えばメインで使うのが送風機といった機械でございまして、いろいろ実験的に3台ある機械を2台回したり、場合によっては1台回したりとか、運転の調整をしまして、できるだけ電気代が浮くような操作を実験的にいろいろやっています。そういった意味では、今回功を奏しまして、170万円ほど減額が出たということで、よろしくお願いいたしますと思うのですが。

○相場一夫議長 石井議員。

○17番 石井悦雄議員 わかりました。

ただ、自分が住んでいるところが下流ですから。課長もわかるかもしれませんが、5月、6月の水の色を見ると、かなりひどいなと言うと怒られてしまいますけれども、余りいい色をしていないのですよね。ですから、この辺が原因しているのではないかなと思ったのですけれども。よろしいです。答えはいいです。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第18号 平成21年度邑楽町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎延会について

○相場一夫議長 お諮りします。

本日の会議は以上にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、あす10日は午前10時より会議を開きますので、ご出席願います。

◎延会の宣告

○相場一夫議長 本日はこれで延会をいたします。

お疲れさまでした。

〔午後 8時07分 延会〕